

特定都市河川浸水被害対策法に基づく
雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き

令和 7 年 6 月

越谷市 建設部 河川課

目 次

(1) 許可申請手続きについて	1
(2) 必要書類一覧	3
(3) 事前相談	4
1) 事前相談手続き	4
2) 事前相談に必要な資料	5
3) 雨水浸透阻害行為	10
4) 土地利用と面積の集計	12
5) 必要対策量・許容放流量の選定	15
(4) 許可申請	18
1) 許可申請手続き	18
2) 許可申請に必要な書類	19
3) 技術基準への適合検証(貯留施設の場合)	24
4) 技術基準への適合検証(浸透施設の場合)	29
5) 技術基準への適合検証(貯留・浸透施設の場合)	38
6) 維持管理計画書	50
(5) 工事着手から完了	51
1) 工事着手から完了までの手続き	51
2) 工事着手から完了までに必要となる書類	52
3) 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	53
4) 雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書	54
5) 雨水浸透阻害行為変更届出書	56
6) 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	57
7) 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	58
8) 標識	59
9) 検査	60
10) 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書	61
(6) 手続きの問い合わせ、参考資料	63
1) 許可申請手続きの計算シート	63
2) 特定都市河川および特定都市河川流域	64

(1) 許可申請手続きについて

開発行為等により 1000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、以下のフローにより許可申請が必要になります。また、行為の内容や対象とする面積により市条例に基づく申請、法に基づく申請の両方が必要となります。

参考までに、次頁に法、市条例、県条例も含めた許可申請フローを示します。

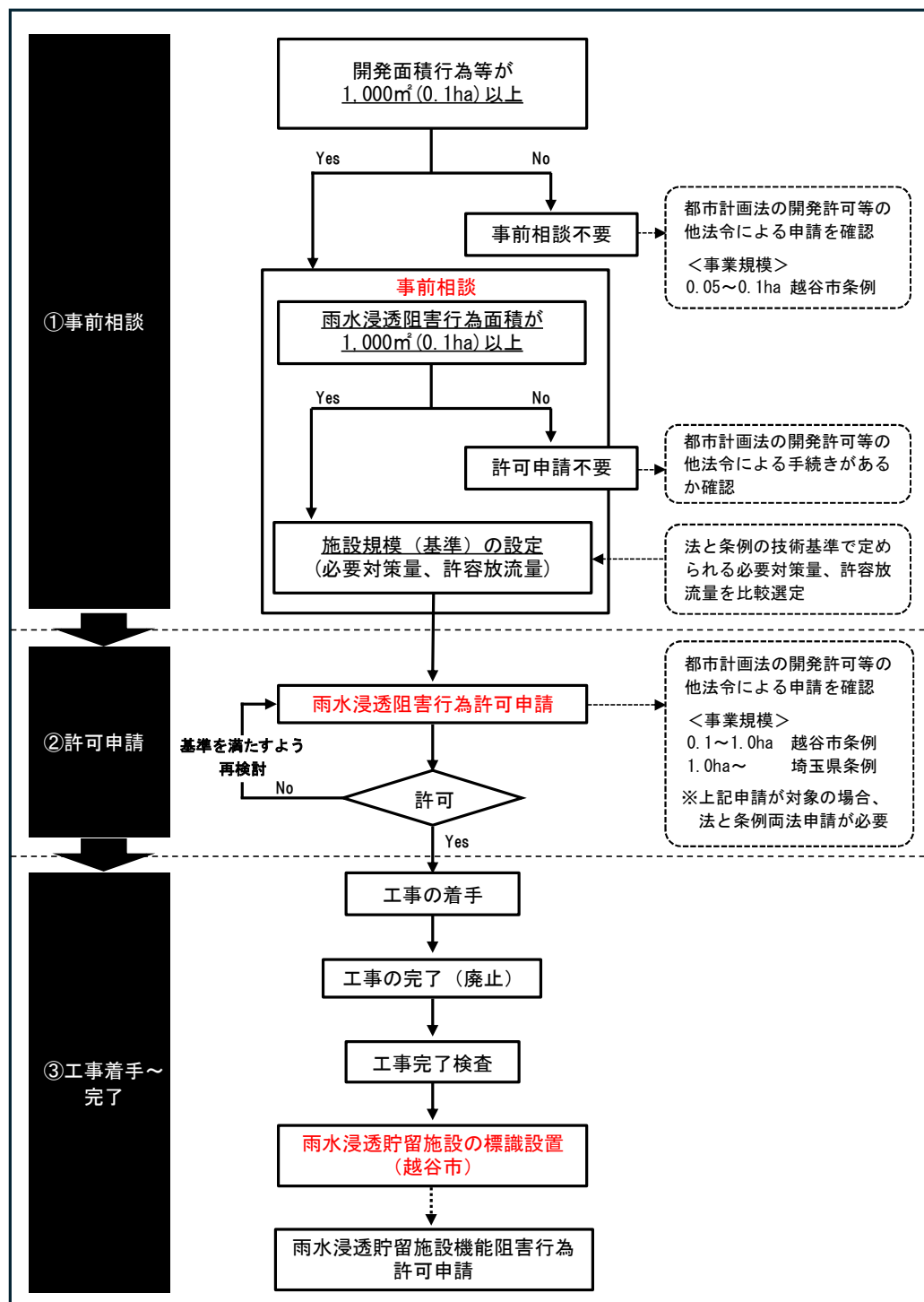
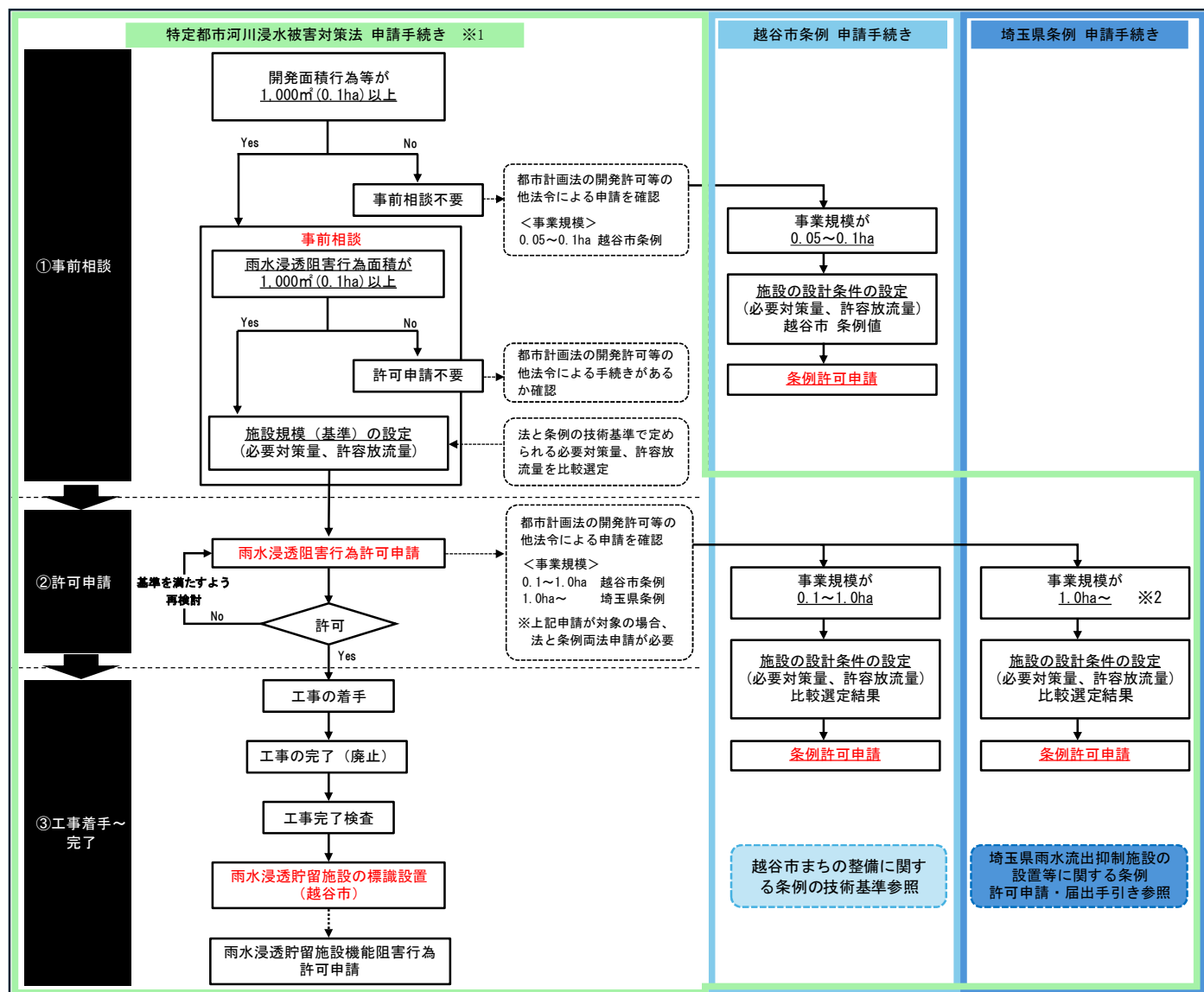


図-1 許可申請手続きフロー



※1 市条例の申請手続きが不要の場合でも、法の申請手続きが必要となる場合があります

※2 県条例の申請手続きが不要の場合には、市条例の申請手続きが必要となります

図-2 許可申請手続きフロー（市条例、県条例許可申請を含む）

(2) 必要書類一覧

事前相談から許可申請、工事完了までに必要な書類は下記のとおりです。

表-1 必要書類一覧表

種類	事前相談時	許可申請時	工事時	様式NO.	書類名称	出典
様式	○			様式-1	雨水浸透阻害行為事前相談書	※1 計算シート（事前相談書）
	○	※		様式-2	事前相談入力シート	※1 計算シート
	○	※		様式-3	事前相談チェックシート	※1 計算シート
		○		様式-4	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	※1 計算シート（別記様式第二）
		○		様式-5	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	※1 計算シート（様式-1）
		○		様式-6	事前相談結果通知書	許可権者からの通知を複写
		○		様式-7	流出抑制施設諸元 （事前相談結果の対策量及び放流量に適合することを示す資料） →対策施設・放流量計算書、比浸透量計算書、流量ハイドログラフなど	資料-1
		○		様式-8	維持管理計算書	資料-2
			○	様式-9	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	※2 市細則（様式第5号）
			○	様式-10	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	※2 市細則（様式第3号）
			○	様式-11	雨水浸透阻害行為変更届出書	※2 市細則（様式第4号）
			○	様式-12	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	※3 法規測（別記様式第四）
			○	様式-13	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	※3 法規測（別記様式第三）
			○	様式-14	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	※2 市細則（様式第6号）
			○	様式-15	雨水貯留浸透施設施設機能阻害行為申請（協議）書	※3 法規測（別記様式第六）
図面	○	※		図面-1	行為区域位置図	省令第18条
	○	※		図面-2	行為区域区域図	省令第18条
	○	※		図面-3	現況地形図：現況平面図・求積図（行為前）	省令第16条
	○	※		図面-4	土地利用計画図：土地利用計画図・求積図（行為後）	省令第16条
		○		図面-5	排水施設計画平面図	省令第16条
		○		図面-6	対策工事に関わる雨水貯留浸透施設の位置図	省令第16条
		○		図面-7	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 ①雨水貯留浸透施設の形状（平面図、縦断面図、横断面図により示す） ②雨水貯留浸透施設の構造の詳細図（流入口、放流口の構造を示す）	省令第16条
		○		図面-8	標識関係資料（許可権者と協議により作成）	
その他 必要資料	○	※		その他資料-1	土地の登記事項を示す書類 （全部事項証明書の写し、その他土地利用区分を証明する書類）	
	○	※		その他資料-2	公図の写し	
	○	※		その他資料-3	現況土地利用を説明する資料 ・現況写真、過去の航空写真、課税状況、農業委員会意見など ・写真撮影位置図添付（特に既存宅地控除がある場合は必須）	
	○			その他資料-4	その他必要な資料（放流量協議簿）	
		○		その他資料-5	事業概要説明書、事業概要図	
		○		その他資料-6	工事工程表	
		○		その他資料-7	その他対策工事の計画を説明する資料 ・放流量協議簿、二次製品カタログ、地下水位の状況 ・現地浸透試験結果（対策工事に浸透施設を含む場合） ・ポンプ仕様書（ポンプを使用する場合）	
		○		その他資料-8	その他必要な資料（委任状等）	

※：事前相談時の提出資料と重複（許可申請提出不要）

※1 計算シート：雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート

※2 市細則：越谷市特定都市河川浸水被害対策法施行細則

※3 法規測：特定都市河川浸水被害対策法施行規則

(3) 事前相談

1) 事前相談手続き

事前相談の手続きは、以下のフローのとおりです。

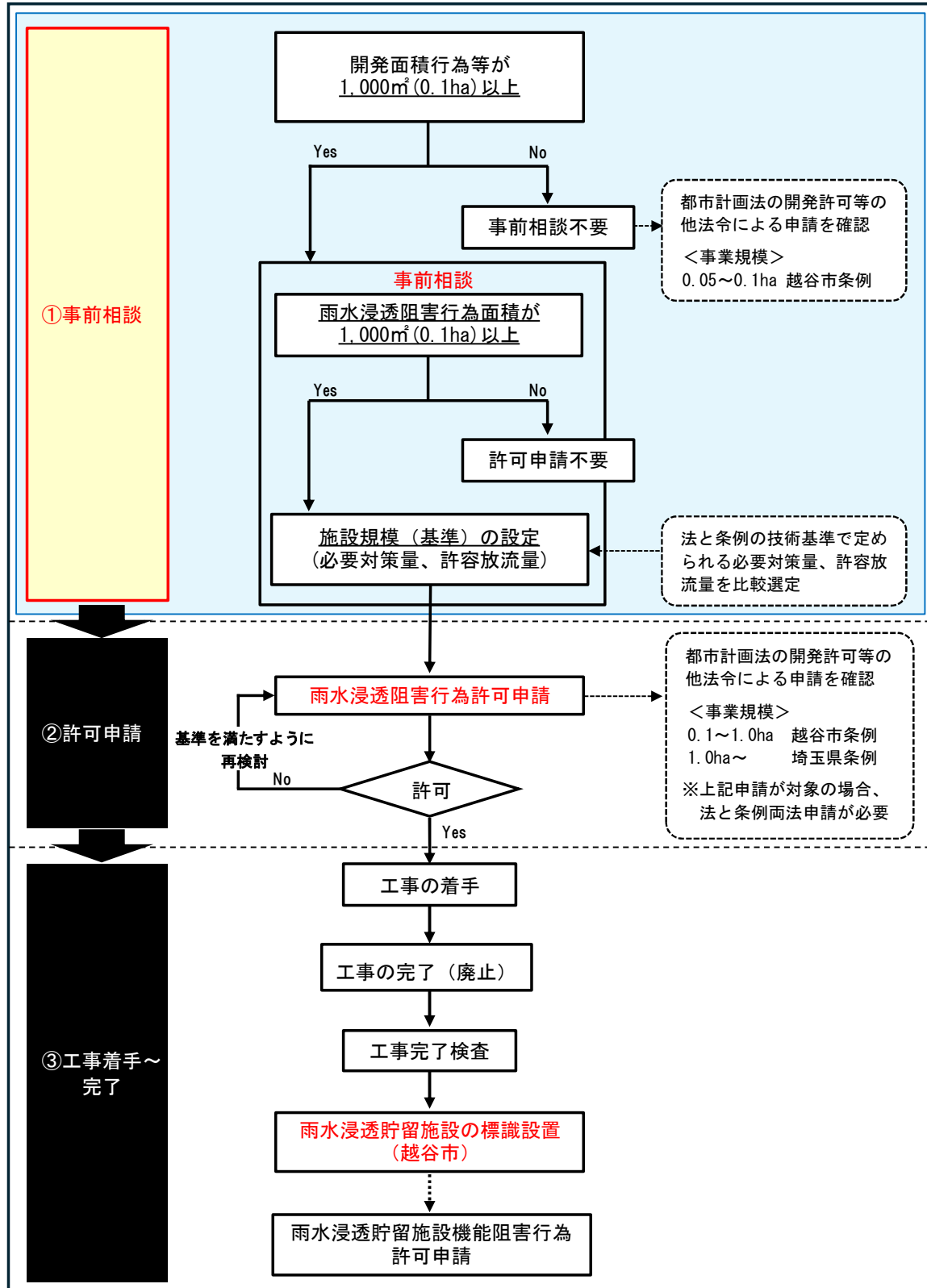


図-3 事前相談手続きフロー

2) 事前相談に必要な資料

事前相談に必要な資料は以下のとおりです。当該資料をもとに、雨水浸透阻害行為の許可の要否を判断します。

表-2 事前相談に必要な資料一覧

【様式関係】

様式N0.	名称
様式-1	雨水浸透阻害行為事前相談書
様式-2	事前相談入力シート
様式-3	事前相談チェックシート

【図面関係】

様式N0.	名称	縮尺
図面-1	行為区域位置図	1/50,000以上
図面-2	行為区域区域図	1/2,500以上
図面-3	現況地形図：現況平面図・求積図（行為前）	1/2,500以上
図面-4	土地利用計画図：土地利用計画図・求積図（行為後）	1/2,500以上

【その他資料関係】

様式N0.	書類名称	備考
その他資料-1	土地の登記事項を示す書類	・登記事項証明書の写し
その他資料-2	公図の写し	
その他資料-3	現況土地利用を証明する資料	・現況写真、過去の航空写真、課税状況、農業委員会意見など ・写真撮影位置図（特に既存宅地控除がある場合は必須）
その他資料-4	その他必要な資料（放流量協議簿）	

事前相談書（様式－1）

【提出様式】

No.

—

雨水浸透阻害行為事前相談書

事前相談日時	〇〇年〇〇月〇〇日（〇）XX：XX～		
事業区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町 101番地、102番地、103番地		
事業区域の面積	1.200ha		
予定する事業の計画の内容	分譲住宅（◇宅地）の宅地造成		
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所	〇〇〇〇住宅建設株式会社	
	氏 名	代表取締役 〇〇 〇〇	
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所	〇〇市〇〇町1-1-1	
	氏 名	〇〇〇設計事務所株式会社	
	連絡先	XXX (XXX) XXX	担当者名 〇〇 〇〇

行為区域位置図（図面－1）

・行為区域位置図の例

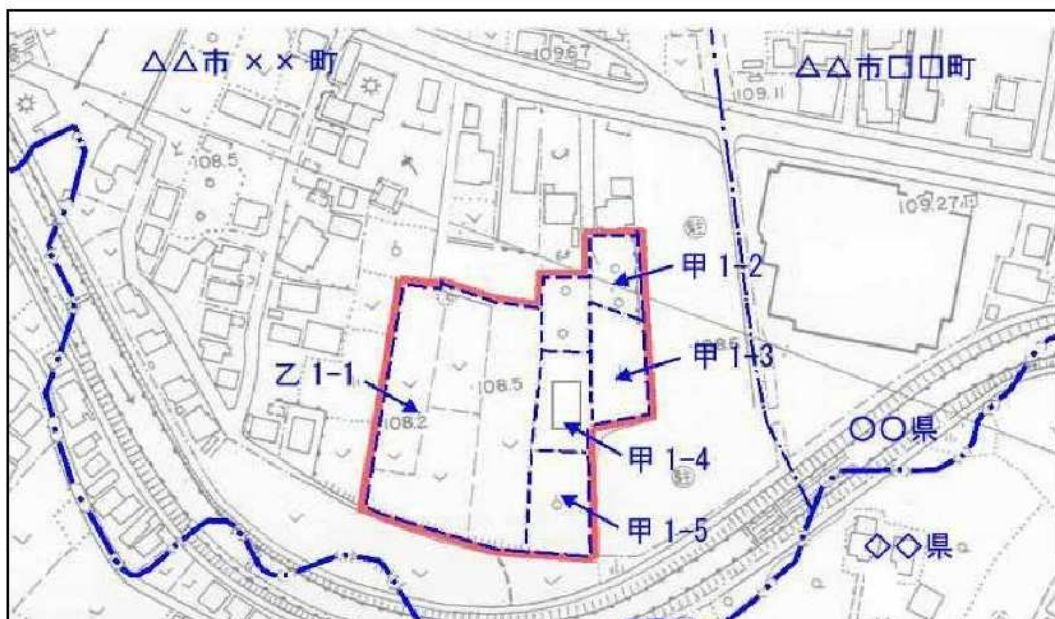
行為区域位置図は、縮尺 5 万分の 1 以上とし、行為区域の位置を表示した地形図でなければならない。



行為区域区域図（図面－2）

・行為区域区域図の例

行為区域区域図は、縮尺 2500 分の 1 以上とし、行為区域の区域並びにその区域を明らかに表示する必要な範囲において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町または字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。



事前相談入力シート（様式-2）

集水区域が雨水浸透阻害行為区域の範囲を超えるとときは、当該超える区域を法 30 条の対策とする面積とする。

事前相談入力シート

法第30条の対策の対象とする面積に対して入力してください(※)

【提出様式】

エリア別	現況土地利用(ha)【行為前】														その他		
	宅地	池田	水田	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	農用地（法面を有しないものに限る。）	農用地（法面を有するものに限る。）	本局光ケーブル	舗装された土地	その他の土地	その他の土地	その他の土地	その他の土地	その他の土地
①	1.0000																1.0000
②																	
③																	
④																	
⑤																	
⑥																	
⑦																	
⑧																	
⑨																	
⑩																	
小計	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000
合計																	2.0000

入力欄が足りない場合には、別途土地利用集計表を作成いただき、本シートには各土地利用の合計値の

エリア別	計画土地利用(ha)【行為後】														その他		
	宅地	池田	水田	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	農用地（法面を有しないものに限る。）	農用地（法面を有するものに限る。）	本局光ケーブル	舗装された土地	その他の土地	その他の土地	その他の土地	その他の土地	その他の土地
①	2.0000																
②																	
③																	
④																	
⑤																	
⑥																	
⑦																	
⑧																	
⑨																	
⑩																	
小計	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	2.0000
合計																	0.0000

※ ●開発区域面積、農地転用面積の全体面積
●既存宅地エリア等を区域外へ直接排水とし、雨水貯留浸透施設に流入させない区域がある場合は、その区域面積を控除した面積
●隣接地を対策工事の全部または一部としてみなすことが可能な場合は、その当該区域を対象に含めた面積【ガP6-42】等

NGの場合は、現況土地利用と計画土地利用の入力に誤りがないが確認してください

入力データの整合チェック

OK

「林地、耕地、原野、その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地」の面積を超え

事前相談入力チェックシート（様式－3）

⑤農地転用など都市計画法に基づかない雨水浸透阻害行為については、チェックを入れてください。

①法第 30 条の対策の対象とする面積が表示されます。（事前相談入力シート面積）

②都市計画法に基づく開発区域面積を入力してください。

④雨水浸透阻害行為を行うエリア（埼玉県南部・北部）を選択してください。

【提出様式】

事前相談チェックシート

土地利用区分		流出係数	1.農地・農地利用 【行参第1】	2.都市計画区域 【行参第2】	3.開発区域 【行参第3】	4.雨水浸透阻害行為 の発生面積
			面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
宅地等	宅 地	0.30	1.0000	2.0000	1.0000	1.0000
	池 沼					
	水 路					
	ため池					
	道路（法面が有しないものに限る。）					
	道路（法面を有するものに限る。）					
	気道（法面が有しないものに限る。）					
	気道（法面を有するものに限る。）					
	残存地（法面が有しないものに限る。）					
	残存地（法面を有するものに限る。）					
開発された土地	コンクリート等の不透水性の付いた土地（法面を除く。）					
	コンクリート等の不透水性の付いた土地（法面を除く。）					
その他の土地	ゴルフ場（雨水を排水するための排水溝）	0.30				
	運動場その他（雨水を排水するための排水溝）					
山 地	林田、畑、草地その他（雨水を排水するための排水溝）	0.20	1.0000		-1.0000	
	林田、畑、草地その他（雨水を排水するための排水溝）		1.0000	0.0000	-1.0000	
合 計			2.0000	2.0000	OK	1.0000
平均流出係数			0.5500	0.9000		

③開発区域面積から控除面積を除いた面積が計算されます。

⑥「調整池深さ」は設計水位から実際に設置する放流口（底部）までの深さを記入してください。
複数施設の場合における水深は、平均（底面積加重平均が望ましい）としてください。
浸透施設の場合は設計水頭を入力してください。

⑧許容比流量・放流量について、一次放流先との協議等により定める場合は入力してください。

⑨「必要対策量の概算」をクリックすると法第 30 条の必要対策量と他法令の対策量を比較し大きな対策量が表示されます。

各対策量の計算	
開発区域面積	2.0000 (ha)
法第30条の対策の対象となる面積	2.0000 (ha)
開発区域面積から「対策の対象とならない面積」を差し引く	1.0000 (ha)

特定都市計画区域に設置する対策量の必要対策量	
調整池深さ	1.0 m
行参第1の流出係数	0.5500
行参第1の流出雨量（調整池深さ）	0.4754 m³/a
行参第2の流出係数	0.9000
行参第2の流出雨量（未対策）	0.7780 m³/a
オリフィス径（円・直径）	0.4770 m
必要対策量（概算）	540 m³

下水処理場の一次放流先との協議によるもの	
必要対策量	m³/a
必要対策量（概算）	m³/a

※B 必要対策量の概算

都市計画法の開発許可等との調整により双方の機能を兼ね備えた対策工事とする（流出抑制量が大きい方で対策）

他法令等の基準確認の対応	必要	必要対策量(m³/a) (調整池深さ1.0m)	許容放流量(m³/a)
都市計画法の開発許可等との調整により双方の機能を兼ね備えた対策工事とする（流出抑制量が大きい方で対策）	必要	950	0.1000
都市計画法に基づく開発区域面積等としての必要対策量(調整池深さ1.0m以上)	必要		
都市計画法に基づく開発区域面積等としての必要対策量(調整池深さ1.0m未満)	必要		
埼玉県雨水流出抑制対策の適用等に関する条例	必要		

※1:都市計画法に基づく開発区域面積を入力してください。
※2:雨水浸透阻害行為を行うブロック(埼玉県南部・北部)を選んでください。(調査マニュアル参照)
※3:「調整池深さ」は設計水位(調整池H.W.L.)から実際に設置する放流口(底部)までの深さを入力してください。
※4:既存宅地等、対策の対象とならない控除面積を入力してください。
※5:県・市町村で規定されている許容比流量を入力してください。
※6:許容放流量は、許容比流量に集水面積を乗じた数値を入力してください。
※7:池水区域において対策が必要な場合は、必要対策量を入力してください。
※8:接続排水路との協議結果によるものを入力してください。
※9:上記が入力出来たら「必要対策量の概算」ボタンを押してください。

⑦他法令等の基準確認・許可権者と調整し、
・対策基準
・控除面積
・許容比流量
・許容放流量
を入力してください。

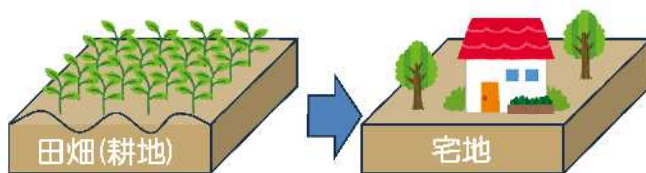
⑩「必要対策量の概算」をクリックすると法第 30 条と他法令の許容放流量を比較し、小さな許容放流量が表示されます。

3) 雨水浸透阻害行為

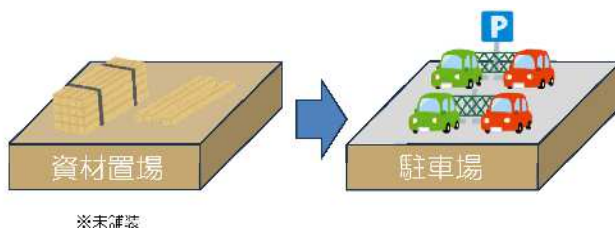
流出雨水量を増大させ、雨水の浸透を妨げるおそれのある「雨水浸透阻害行為」とは、雨水が流出しにくい山地、林地、耕地、及びローラー等の建設機械を用いて締め固められていない土地など、宅地等以外の土地において行われる、以下の(1)～(3)に該当する行為です。その規模が1,000 m²(0.1ha)以上の行為については、法第30条の規定により許可が必要となります。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。)
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。)を増加させるおそれのある次の行為
 - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)を新設し、又は増設する行為
 - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為(既に締め固められている土地で行われる行為を除く。)

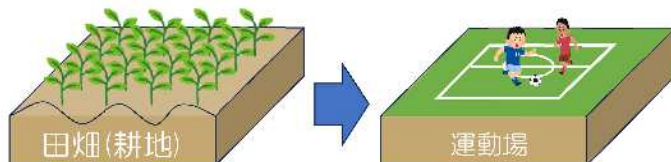
(1) 「宅地等以外の土地」を、宅地等にするために行う土地の形質の変更



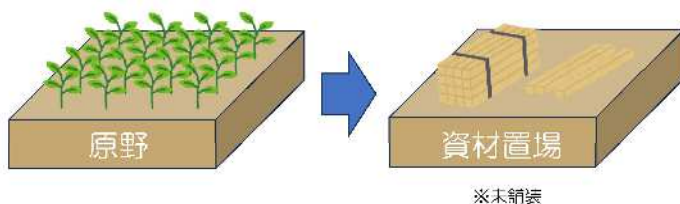
(2) 土地の舗装 (不浸透性の材料で覆うこと)



(3) -① 「宅地等以外の土地」を「運動場」に変更



(3) -② ローラー等により土地を締め固める行為



なお、「宅地等」とは、法第2条第9項及び特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成16年政令第168号)(以下、「政令」という。)第1条第1項に規定される、利用形態が、宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道路線及び飛行場となっている土地です。

雨水浸透阻害行為に該当するか否かの判別は、下表を参考にしてください。

表-3 雨水浸透阻害行為の許可の要否一覧表

許可の対象となる雨水浸透阻害行為														
		行為前の土地利用												
		告示別表1 (宅地等)					告示別表2 (舗装された土地)		告示別表3 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)		告示別表4 (別表1～3以外の土地)			
		宅地	池沼・水路 ・ため池	道路	鉄道 線路	飛行機	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、 運動場類※2	締め固めら れた土地	山地	人工植生 法面	林地・耕地 原野類	
行為後の 土地利 用	宅地	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第7条第2号の 規定により舗装された 土地における行為は 許可を要しない		該当 (法第30条第1号)					
	池沼・水路 ・ため池								該当 (法第30条第2号) (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)					
	道路													
	鉄道線路													
	飛行機													
	コンクリート (法面除く)								令第8条第1号 に該当しない				該当 (令第8条第1号)	
	コンクリート (法面)													
	ゴルフ場、 運動場類※2								令第8条第2号除外規定に より該当しない				該当 (令第8条第2号)	
	締め固められ た土地													
山地	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない													
人工植生 法面														
林地・耕地 原野類														

※1：告示は、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)。

令は、特定都市河川浸水被害対策法施行令

※2：雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

【主な土地利用のイメージ】



4) 土地利用と面積の集計

以下のステップ 1～3 を参考に、雨水浸透阻害行為の当該面積を算出し、許可申請の要否を判断します。以降に示す例を参考にして、対象の事業に合わせて算定してください。また、土地利用の内容を確認するため、登記事項証明書（等）、公図（等）、現地写真などの資料を提供してください。

◆STEP1：現況（行為前）の土地利用区分の判定

現況の土地利用（開発行為前）を判別します。

行為区域及び周辺区域の現況がわかるように表示し、土地利用を判別してください。

現況地形図

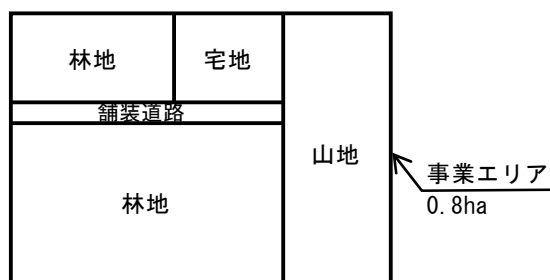


図-4 現況地形図

◆STEP2：現況と計画（行為前後）の土地利用区分の判定と面積の集計

現況と計画の土地利用（開発行為の前後）の区分と面積を各々判別し、集計します。

・現況土地利用図（行為前）【図面－3】

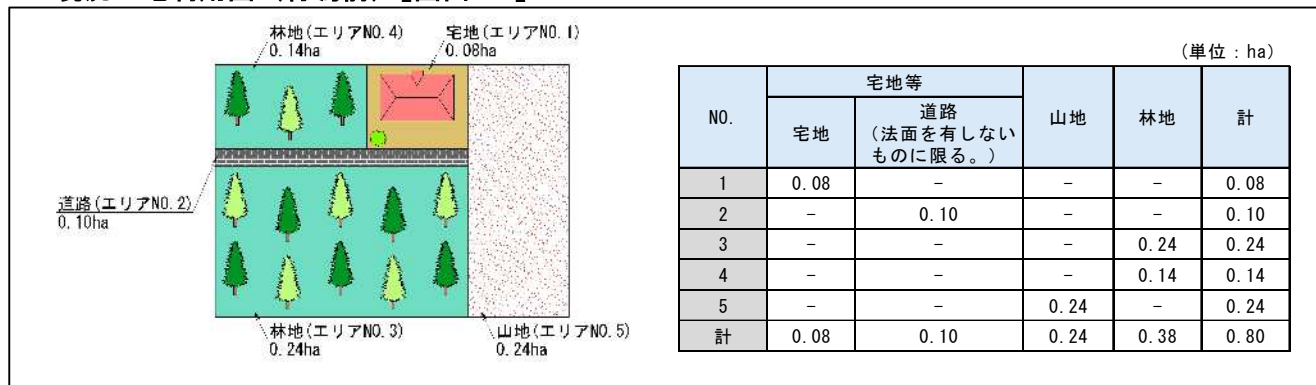


図-5 現況土地利用図（行為前）

・計画土地利用図（行為後）【図面－4】

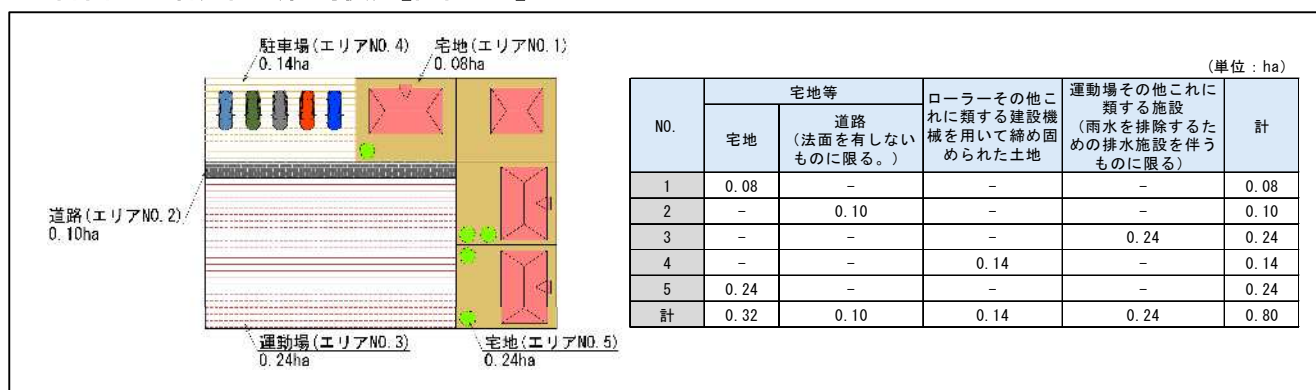


図-6 計画土地利用図（行為後）

◆STEP3：行為前後の土地利用面積の集計

「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」（事前相談入力シート）において、①、②行為前後の土地利用区分ごとの面積を入力し、③入力データの整合チェックが OK になっていることを確認します。

面積の集計結果は、「様式-2」として提出してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-2

事前相談入力シート 法第30条の対策の対象とする面積に対して入力してください(※)

【提出様式】

調整池容量計算システム

①行為前の面積を入力

②行為後の面積を入力

③入力データの整合性を確認

入力データの整合チェック
OK

※ ●開発区域面積、農地転用面積の全体面積
●既存宅地エリア等を区域外へ直接排水とし、雨水貯留浸透施設に流入させない区域がある場合は、その区域面積を控除した面積
●隣接地を対策工事の全部または区域を対象に含めた面積【ガP6】

NGの場合は、調整池土地利用と計画土地利用の入力に誤りがないか確認してください

「林、灌、原野、その他ローラーその他これに類する施設用地」の面積を超え

5) 必要対策量・許容放流量の設定

・設定フロー

雨水貯留浸透施設の規模（必要対策量、許容放流量）の設定については、以下のフローに示すように、特定都市河川法第30条と市、県の条例の技術基準に基づく必要対策量および許容放流量を比較し、必要対策量はいずれか大きい方を、許容放流量はいずれか小さい方を選定します。

なお、比較対象となる条例については、開発面積に応じて0.1～1.0haでは越谷市条例、1.0ha～では埼玉県条例により規定されている基準が対象となります。

特定都市河川法に基づく必要対策量および許容放流量の算出、比較選定については「計算シート」により行います。

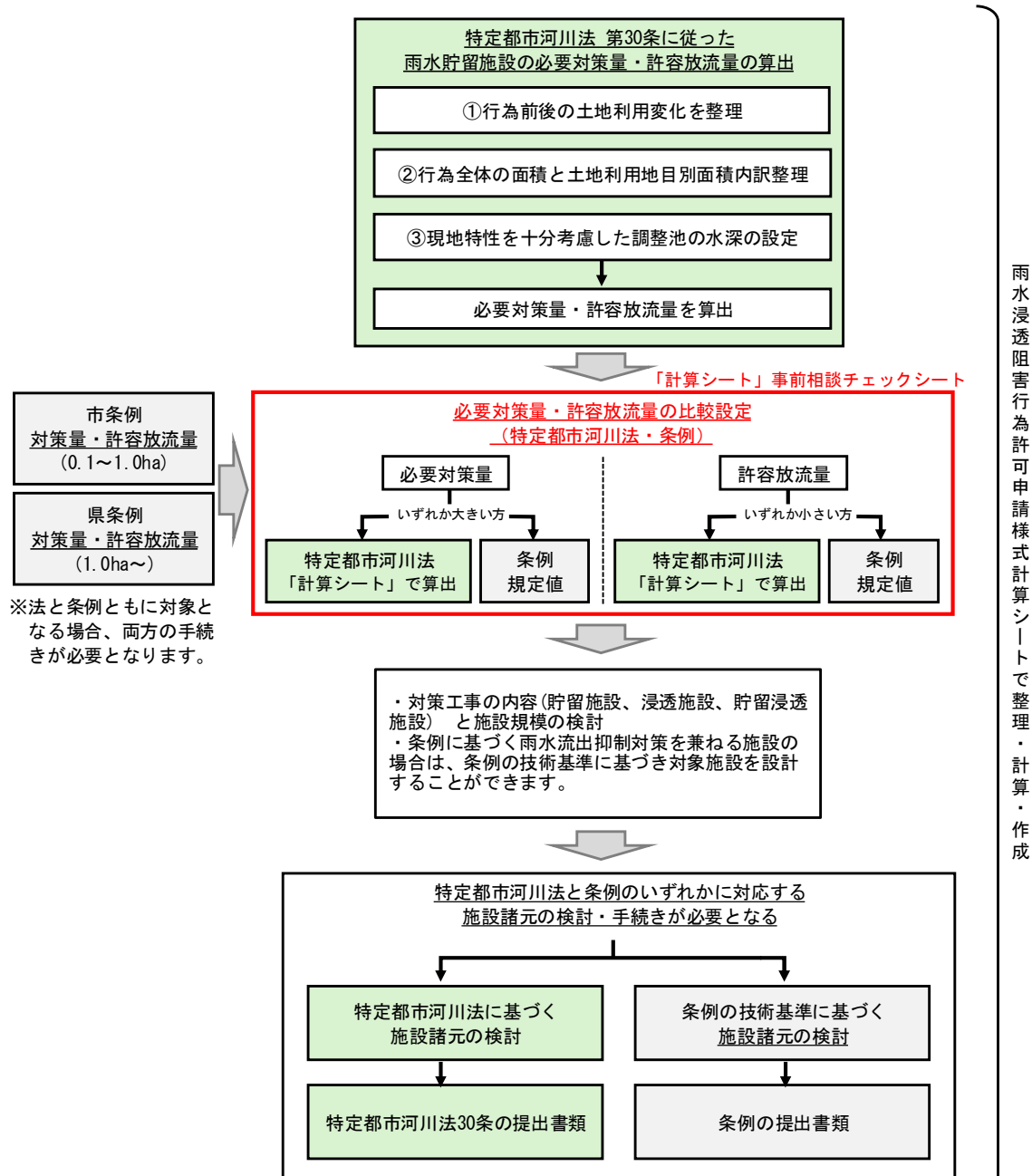


図-7 必要対策量・許容放流量の選定

・必要対策量・許容放流量の比較設定

必要対策量、許容放流量の比較設定は、「計算シート」（事前相談チェックシート）で行います。

特定都市河川法に基づく計算を行うために、①調整池深さを入力します。次に、越谷市条例、埼玉県条例で規定されている②対策量、許容比流量（補足資料①参照）を入力し、③必要対策量の概算をクリックします。

これにより、申請別の対応（法、市条例、県条例）の要否が判別され、④対策量はいずれか大きな方が表示され、⑤許容放流量はいずれか小さい方が表示されます。

これらの値を、施設諸元の検討で用いることになります。

「計算シート」（事前相談チェックシート）は「様式-3」として提出してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-3

各対象面積集計			
開発区域面積※1	0.8000	(ha)	
法第30条の対策の対象とする面積	0.6200	(ha)	
開発区域面積から「対策の対象とならない面積」を引いた面積	0.7200	(ha)	

特定都市河川洪水被害対策法 第30条の必要対策量			
調整池深さ※3	1.0	m	①調整池深さを入力
行為前の流出係数	0.4180		
行為前の流出雨水量(許容放流量)④	0.1445	m³/s	
行為後の流出係数	0.8000		
行為後の流出雨水量(未対策)	0.2766	m³/s	
オリフィス径(円・直径)	0.2630	m	
haあたり必要対策量(概算)	240	m³/ha	
	192	m³	

下水道等の一時放流先との協議によるもの			
許容比流量※8	0.1000	m³/s/ha	
許容放流量※6⑦ (許容比流量×集水面積)	0.0720	m³/s	

※9 必要対策量の概算			
都市計画法の開発許可等との調整により双方の機能を兼ね備えた対策工事とする（流出抑制量が大きい方で対策）			
他法令等との調整別の対応	申請	必要対策量(m³)(概算) ①②③を比べ大きい値	許容放流量(m³/s) ④⑤⑥⑦を比べ小さい値
特定都市河川法	必要	360	0.0360
市条例	必要		
県条例	不要		

④法と市条例どちらか大きな対策量が表示される

⑤法と市条例どちらか小さい許容比流量が表示される

対象地域※2 埼玉県南部			
「その他の法令による指導の対象ではない場合、チェックを入れて下さい。」			
都市計画法に基づく開発指導等としての必要対策量(開発区域面積1ha未満)			
対策基準	500	m³/ha	
対策の対象とならない面積(控除面積)※4	0.0300	ha	既存住宅地等、許可の必要がない控除面積を記入する
許容比流量※5	0.0500	m³/s/ha	
許容放流量※6⑤ (許容比流量×集水面積)	0.0360	m³/s	道路後退などにより 帰属する面積を入力
オリフィス径(円・直径)	0.131	m	
必要対策量②			②対策量、許容比流量を入力

都市計画法に基づく開発指導等としての必要対策量(開発区域面積1ha以上) 【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例】			
対策基準(地域別調整容量)	700	m³/ha	
対策の対象とならない面積(控除面積)※4	1.0000	ha	水深が浅いほど対策量は大きくなる傾向があります。 (特に、水深が0.5m以下の場合には対策量の増加が著しい)
湛水区域対策量※7	0.00	m³	
許容比流量※5(≤0.05)	0.0500	m³/s/ha	
許容放流量※6⑥ (許容比流量×集水面積)	0.1000	m³/s	

③「必要対策量の概算」をクリック

補足資料① 埼玉県、越谷市の対策基準および許容比流量（規定値）

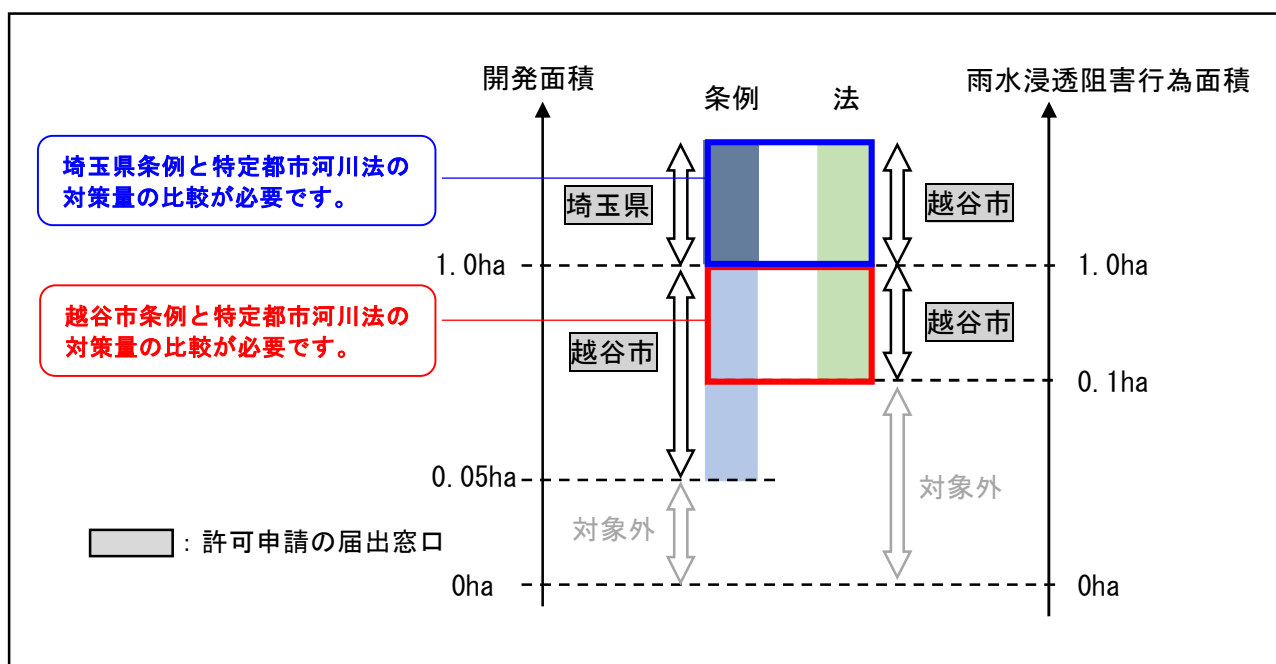
表-4 越谷市の対策基準と許容比流量

項目	諸元	出典
対策基準	500m ³ /ha	越谷市まちの整備に関する条例
許容比流量	0.050m ³ /s/ha	越谷市まちの整備に関する条例施行規則（技術基準）

表-5 埼玉県の対策基準と許容比流量

項目	諸元	出典
対策基準	950m ³ /ha	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請手引き
許容比流量	0.050m ³ /s/ha を上限とする	

補足資料② 事業規模に応じた対策量等の比較対象



(4) 許可申請

1) 許可申請手続き

事前相談において法第 30 条の許可手続きが必要とされた場合、以下のフローにより許可申請を行います。

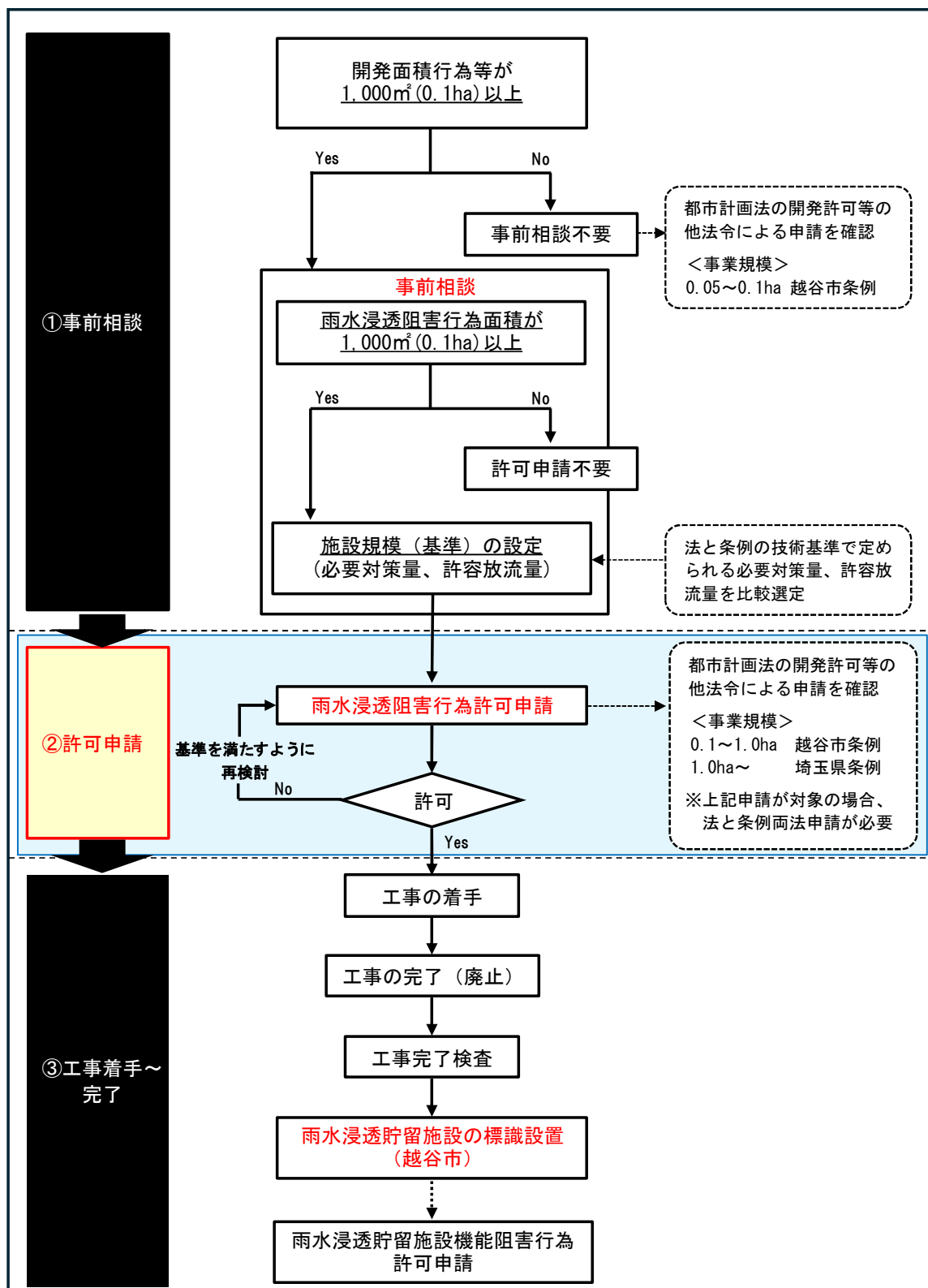


図-8 許可申請手続きフロー

2) 許可申請に必要な書類

法第 30 条の許可手続きにあたっては、表-6 に示された資料を作成し、提出してください。許可申請では、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するための対策工事(以下、「対策工事」)の計画が、技術的基準に適合したものであるかどうか等の審査を行います。

なお、条例に基づく雨水流出抑制対策を兼ねる施設を計画する場合、雨水流出抑制量が大きい方、許容放流量の小さい方の対策を講じるものとし、条例の技術基準に基づき、対策施設を設計することができるものとします。

条例の技術基準によらない場合（法の技術的基準を適用する場合）は、「【中川・綾瀬川流域（埼玉県版）】調整池容量計算システム（計算シート）」を用いて「流出抑制施設諸元」を算出してください。

表-6 許可申請に必要な資料一覧

【様式関係】

様式N0.	名称
様式-2	事前相談入力シート ※
様式-3	事前相談チェックシート ※
様式-4	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書
様式-5	計画説明書
様式-6	事前相談結果通知書
様式-7	流出抑制施設諸元
様式-8	維持管理計画書

【図面関係】

様式N0.	名称	縮尺
図面-1	行為区域位置図 ※	1/50,000以上
図面-2	行為区域区域図 ※	1/2,500以上
図面-3	現況地形図：現況平面図・求積図（行為前） ※	1/2,500以上
図面-4	土地利用計画図：土地利用計画図・求積図（行為後） ※	1/2,500以上
図面-5	排水施設計画平面図	1/2,500以上
図面-6	対策工事にかかわる雨水貯留浸透施設の位置図	1/2,500以上
図面-7①	対策工事にかかわる雨水貯留浸透施設の計画図（形状）	1/2,500以上
図面-7②	対策工事にかかわる雨水貯留浸透施設の計画図（詳細図）	1/500以上
図面-8	標識関係資料	

【その他資料関係】

様式N0.	書類名称	備考
資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し） ※	
資料-2	公図の写し ※	
資料-3	現況土地利用を説明する資料 ※	
資料-5	事業概要説明書・事業概要図 （建築物が複数の場合） （平面図、立面図、縦断面図、横断面図）	
資料-6	工事工程表	
資料-7	その他対策工事の計画を説明する資料	・必要に応じて、放流量協議簿、二次製品カタログ、地下水位の状況、現地透水試験結果、ポンプ仕様などの資料の添付
資料-8	その他必要な資料	・必要に応じて、委任状、印鑑証明書を添付する

※：事前相談時に提出済みの書類

雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書（様式－４）

様式－４

別記様式第二（第十六条関係）

雨水浸透阻害行為 許可申請 協議 書 ※ 該当するものを囲む 民間工事は「許可」 公共工事は「協議」		
特定都市河川浸水被害対策法 第30条 の規定により、雨水浸透阻害行為 第35条 許可を申請 します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇 〇〇 様 住所 埼玉県〇〇市〇〇町1-1-1 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 ※ 手数料欄 埼玉県内は 申請手数料不要 許可権者を記入 窓口受付日記入 申請者名を記載 押印不要 阻害行為区域内の全てを記載 筆数が多い場合には、別紙 にて一覧表作成		
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	△△市△△町100番地、101番地、102番地 外5 筆
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	0.217ha
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	物流倉庫の建設 〔計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。〕
	4 対策工事の計画の概要	地下貯留施設の整備 〔計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。〕
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	7 対策工事の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	8 対策工事の完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	9 その他必要な事項	都市計画法第29条許可申請中、農地転用品出
※受付番号 ※許可に付した条件 ※許可番号 記入しない		

備考

- 「許可申請」、「第30条」、「許可を申請協議」、「第35条」 協議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※印のある欄は記載しないこと。
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 「その他の必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式－１（特定都市河川浸水被害対策法施行規則 第１６条関係）

計 画 説 明 書

申請者	埼玉県〇〇市〇〇町２－２－２ 株式会社〇〇 名前：〇〇 〇〇										委任状に記載された 代理人を記載 (押印不要)			
設計者	埼玉県〇〇市〇〇町２－２－２ 株式会社〇〇 名前：〇〇 〇〇										阻害行為区域内の全 てを記載 筆数が多い場合には、 別紙にて一覧表作成			
工事施工者	埼玉県〇〇市〇〇町２－２－２ 株式会社〇〇 名前：〇〇 〇〇													
施設管理者	埼玉県〇〇市〇〇町２－２－２ 株式会社〇〇 名前：〇〇 〇〇													
雨水浸透阻害行為の 区域に含まれる地域の 名称	△△市△△町 100 番地、101 番地、102 番地 外 5 筆										「行為前から行為後の工事の計 画概要」と「行為前後において雨 水流出量の増加が無いように対 策を行う」と対策方針を記載			
雨水浸透阻害行為に 関する工事の計画の 概要	水田等を埋立て分譲住宅の宅地造成を行います。													
対策工事の計画の概 要	行為前後において雨水流出量の増加が無いよう対策を行います。													
行為区域（対策工事 に係る雨水貯留浸透 施設の集水区域が行 為区域の範囲を超え るときは、当該超え る区域を含む。）内 の土地の現況（㎡）	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路	道 路	鉄道線路	鉄道線路	飛行場	飛行場	開発行為区域の行為前の土地利用区域について記載			
	200.0	0.0									0.0			
	太陽光 パネル	舗装され た土地 (法区)	ゴルフ場	運動場	締め詰め られた土 地	山 地	植生に覆 われた法 面	林地・ 耕地・ 原野そ の他	合計					
	0.0	0.0	0.0	0.0	400.0	0.0	0.0	765.0	0.0	2175.0				
行為区域（対策工事 に係る雨水貯留浸透 施設の集水区域が行 為区域の範囲を超え るときは、当該超え る区域を含む。）内 の土地利用計画（㎡）	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	開発行為区域の行為後の土地利用区域について記載			
	200.0										0.0	0.0		
	太陽光 パネル	舗装され た土地 (法区)	ゴルフ場	運動場	締め詰め られた土 地	山 地	植生に覆 われた法 面	林地・ 耕地・ 原野そ の他	合計					
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
対策工事に係る雨水 貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				0.345				行為後の流出係数				0.904	
	行為前の流出雨水量				0.0373 ㎡/s				行為後の流出雨水量				0.0125 ㎡/s	
	雨水貯留浸透施設の計画				構造名称				容量(浸透能力)					
					地下貯留施設・浸透枳				200.0 ㎡ (0.0115 ㎡/s)					
そ の 他											ここに記載された対策施設の 容量が標識に表示されます。		許容放流量について記載	

備考 「雨水貯留浸透施設の計画」欄には、特定都市河川浸水被害対策法施行規則第16条関係の雨水流出抑制対策と他法令等に基づく雨水流出抑制対策とを比較して雨水流出抑制量が大きい方の対策内容を記載すること。

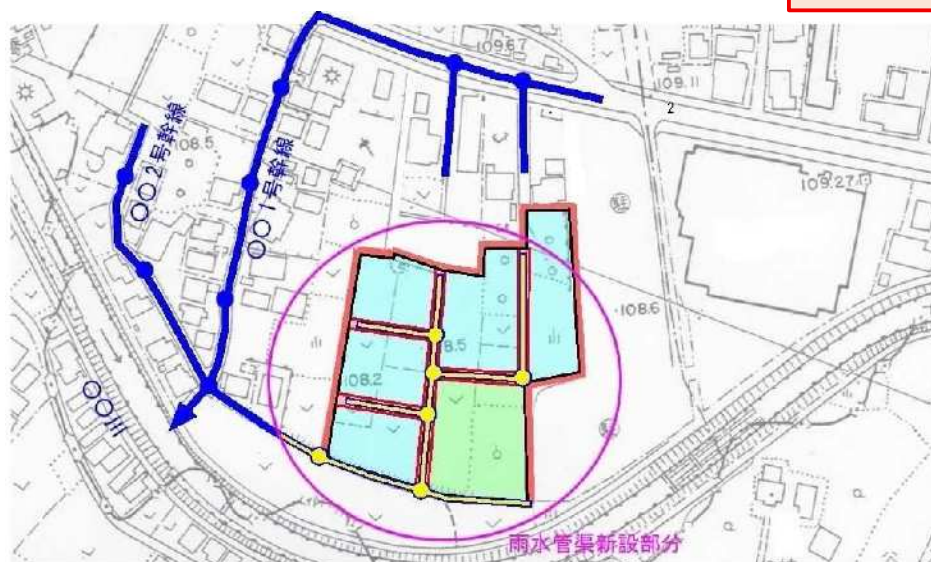
「その他」欄には、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合の当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

排水施設計画平面図（図面－5）

排水施設計画平面図には以下の項目を明示してください。

- ・排水施設の位置
- ・排水系統
- ・吐口の位置及び放流先の名称

図面－5



排水計画平面図（例示）

対策工事の位置図（図面－6）

対策工事の位置図には以下の項目を明示してください。

- ・対策工事の計画位置（貯留施設）又は計画区域（浸透施設）
- ・集水区域

図面－6



対策工事の位置図（例示）

対策工事の計画図（図面－7）

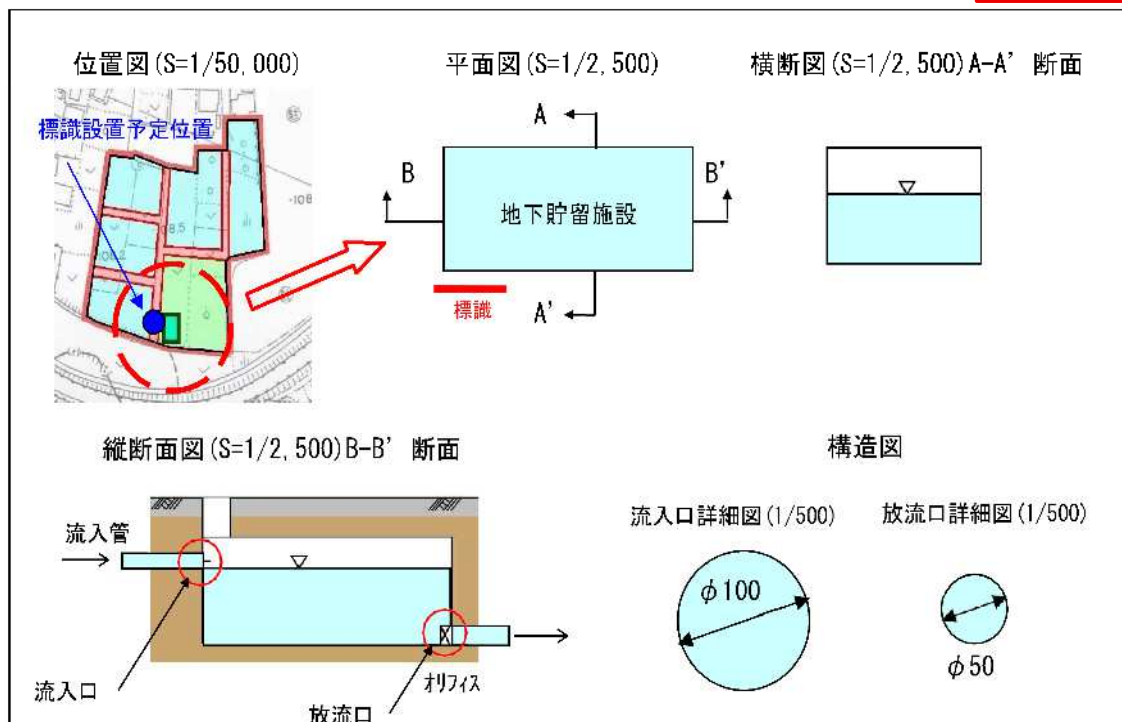
雨水貯留浸透施設の形状（1/2500）

- ・平面図、縦断面図及び横断面図により示してください。

雨水貯留浸透施設の構造の詳細（1/500）

- ・流入口及び放流口の構造を含むもの

図面－7



対策工事の計画図（例示）

流出抑制施設諸元（様式－7）

施設の容量や浸透能力、放流量の算出根拠となる計算書等を添付してください。

※計算シートを用いる場合は、ユーザズマニュアルや通常の許可事務審査マニュアル等を確認ください。

3) 技術基準への適合検証（貯留施設の場合）

以下のステップ 1～4 を参考に、貯留施設の貯留量・ピーク放流量の判定を行い、施設諸元の妥当性を確認します。計算シートは、「【中川・綾瀬川流域（埼玉県版）調整池容量計算システム（自然調節＋浸透）」（以降、貯留計算シート）を使用してください。計算例の想定は以下とします。

・ 現況土地利用（行為前）

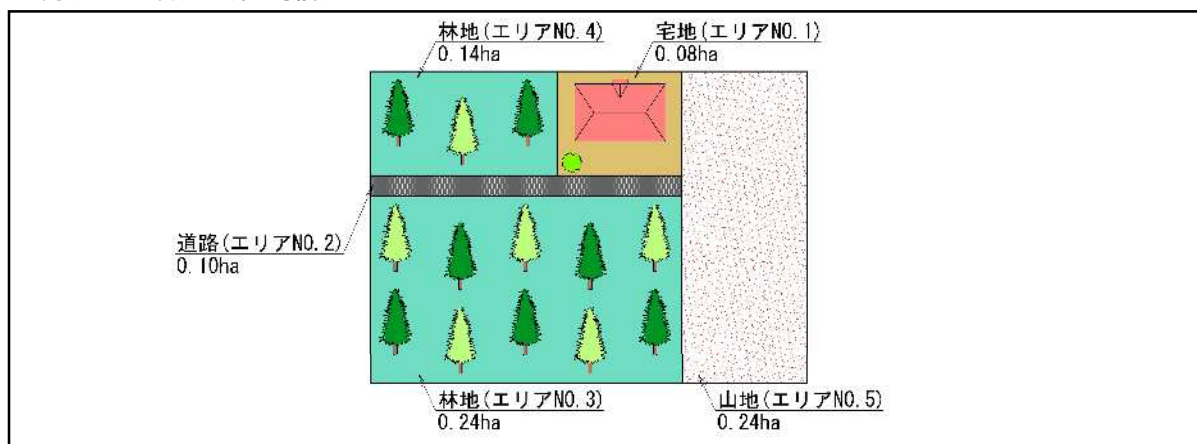


図-10 計画土地利用（行為前）



・ 計画土地利用（行為後）

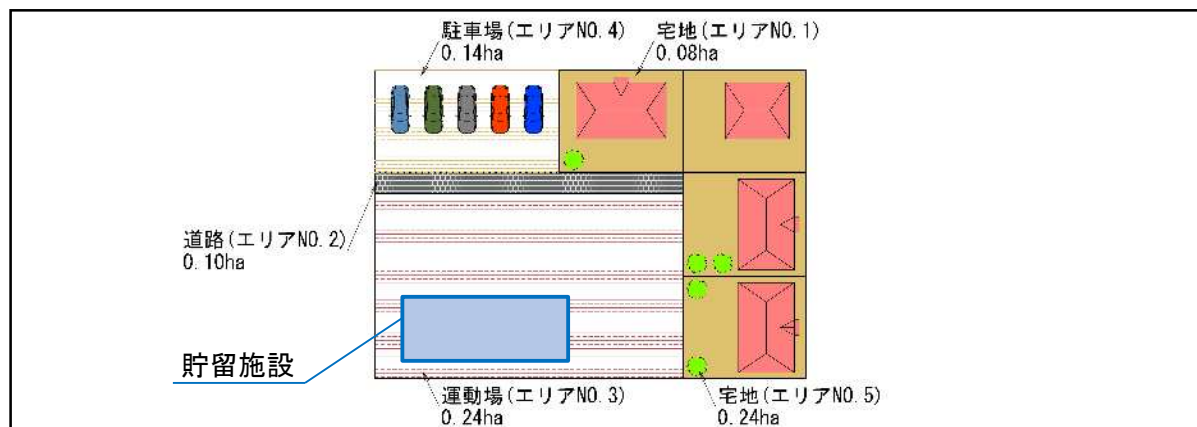


図-11 計画土地利用（行為後）

・ 貯留施設（運動場、駐車場）

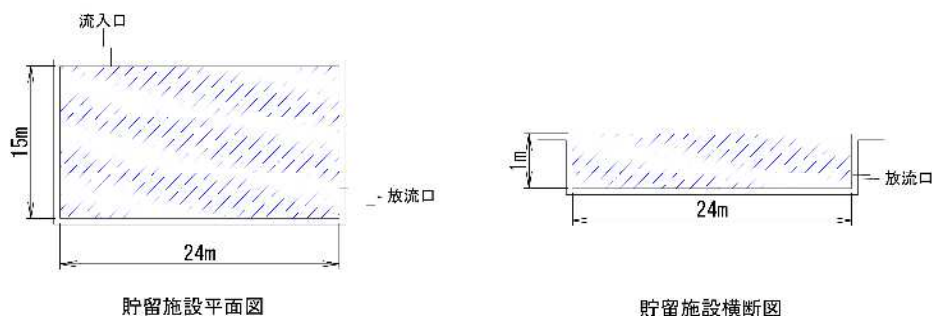


図-12 貯留施設の横断面図、平面図（運動場）

◆STEP1：貯留施設の施設諸元の入力

入力した貯留施設の施設諸元は、「様式－7」として提出してください。

①調整池の放流口形状、直径、管底位置（池底から）、②調整池の水深と貯留量の関係を入力します。なお、放流口の直径については、「事前相談チェックシート」（P. 16）において選定されたオリフィス径の値のうち、法と市条例で小さい方の値※を入力してください。

※直径が 50mm 以下の場合は、最小直径の 50mm を入力してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式－7

流出抑制施設諸元(自然調節)

（※流出抑制施設の配置位置（平面図）、構造諸元のわかる図面を添付すること）

調整池諸元

放流口径（2段オリフィスの場合は、上・下段の諸元を記載）

		下段	上段（2段オリフィスの場合）
放流口形状	形状	円形	
	直径(m)	0.131	
	高さ(m)		
	幅(m)		
管底位置（池底から）(m)		0.000	

H(m)	V(m ³)
0.000	0.00
1.000	360.00

①調整池放流口の形状選択、直径、管底位置を入力

※放流口の直径は、「事前相談チェックシート」で算出された法・市条例によるオリフィス径のうち、小さい方の値を入力

②調整池の水位と貯留量の関係を入力。必要対策量に対応する水位が調整池の HWL となる

◆STEP2：必要対策量の概算

「貯留計算シート」（コントロールシート（貯留＋浸透））における（１）浸透施設の計算で①浸透施設なしを選択し、②浸透施設の計算をクリックします。浸透施設は考慮しないため、事前に入力しておくシートはありません。

（２）浸透施設を見込んだ貯留容量において、③浸透施設を見込んだ貯留施設容量の算定をクリックすると、④必要貯留施設容量が概算されます。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

浸透施設は考慮しないため、事前入力不要

(1)	(2)									
浸透施設の計算 事前に入力しておくシート 施設諸元(浸透) 施設諸元(浸透 道路管理者用) その他、事前相談チェックシートに必要な項目 浸透施設に該当する項目にチェックを入れてください ☒ 浸透施設なし ☐ 浸透施設あり ※施設諸元(浸透)に入力した場合 ☐ 浸透施設あり ※施設諸元(浸透 道路管理者用)に入力した場合 ①「浸透施設なし」を選択 計算結果 上のチェックを入れ、「浸透施設の計算」ボタンを押してください Q1:許容放流量(m^3/s) 0.100000 Q2:行為後ピーク流入量(浸透考慮前)(m^3/s) 0.276620 Q3:行為後ピーク流入量(浸透考慮後)(m^3/s) 0.276620 Q3≤Q1の場合、浸透施設のみで処理可能 浸透施設の計算 ※浸透施設を見込まない場合も、「浸透施設なし」にチェックの上、「浸透施設の計算」を実施してください ①「浸透施設の計算」をクリック	浸透施設を見込んだ貯留容量 事前に入力しておくシート 施設諸元(浸透) 施設諸元(浸透 道路管理者用) その他、事前相談チェックシートに必要な項目 事前相談チェックシートで計算した必要対策量 必要対策量(貯留量換算) <table border="1"> <tr> <td>法</td> <td>208</td> <td>m^3</td> </tr> <tr> <td>総合治水対策で 必要な対策量(1.0ha以上)</td> <td>不要</td> <td>m^3</td> </tr> <tr> <td>総合治水対策で 必要な対策量(1.0ha未満)</td> <td>360</td> <td>m^3</td> </tr> </table> 計算結果 上記、事前相談チェックシートで計算した必要対策量を確認の上「浸透施設を見込んだ貯留容量の算定」ボタンを押してください 必要貯留施設容量 360 m^3 施設諸元(浸透)又は施設諸元(浸透 道路管理者用)に入力した浸透施設と上記貯留施設が必要となります。 ④必要貯留施設容量が表示される 浸透施設を見込んだ貯留施設容量の算定 ※「①浸透施設の計算」実施後に押してください ③「浸透施設を見込んだ貯留施設容量の算定」をクリック	法	208	m^3	総合治水対策で 必要な対策量(1.0ha以上)	不要	m^3	総合治水対策で 必要な対策量(1.0ha未満)	360	m^3
法	208	m^3								
総合治水対策で 必要な対策量(1.0ha以上)	不要	m^3								
総合治水対策で 必要な対策量(1.0ha未満)	360	m^3								

◆STEP3：施設規模の妥当性確認

「貯留計算シート」（コントロールシート（貯留＋浸透））におけるオリフィス（1 段）による自然調節計算で①自然調節計算（1 段オリフィス）をクリックすると、②貯留量とピーク放流量の判定結果が表示されます。

それぞれの判定結果が O.K. であれば、施設規模は妥当となります。また、判定結果が N.G. となった場合は、ステップ 1 の「流出抑制施設諸元」（P. 25）に戻り、諸元の再設定を行ってください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

オリフィス(1段)による自然調節計算	
事前に入力しておくシート	
施設諸元(自然調節)	
調整池諸元を記入する際の参考値	
浸透を考慮した必要な貯留施設容量	360.00 m ³
調整池の最大水深 ※オリフィス底部から設計水位 までの水深	1.00 m
オリフィス径	0.1310 m
(オリフィス断面積)	0.0135 m ²
※上記数値は事前相談チェックシート記載の数値です	
計算結果	
上記シートの入力完了したら「自然調節計算」ボタンを押してください	
設定したオリフィス断面積	0.0135 m ²
設定した貯留施設容量	360.00 m ³
許容放流量	0.03600 m ³ /s
ピーク時のオリフィス放流量(計算値)	0.03461 m ³ /s
貯留量の判定	O.K.
ピーク放流量の判定	O.K.
自然調節計算 (1 段オリフィス)	
※貯留量の判定が「N.G.」となった場合には貯留施設を大きく、 ピーク放流量の判定は「N.G.」となった場合には放流口径を小さく してください ※浸透施設の見直しを行った場合は「①浸透施設の計算」からや り直してください(見直しを行わなかった場合には不要です)	

②ピーク時のオリフィス放流量
が許容放流量を下回り、貯留
量、ピーク放流量の判定が共
に O.K. となることを確認する

①「自然調節計算（1 段オリフィス）」をクリック

◆STEP4：流量ハイドログラフの出力

ステップ1～3の計算結果は、「貯留計算シート」（調節計算結果）において流量ハイドログラフとして以下のように表示されます。

表示された流量ハイドログラフは、「様式-7」として提出してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-7

調節計算結果(流量ハイドログラフ)

【貯留量】

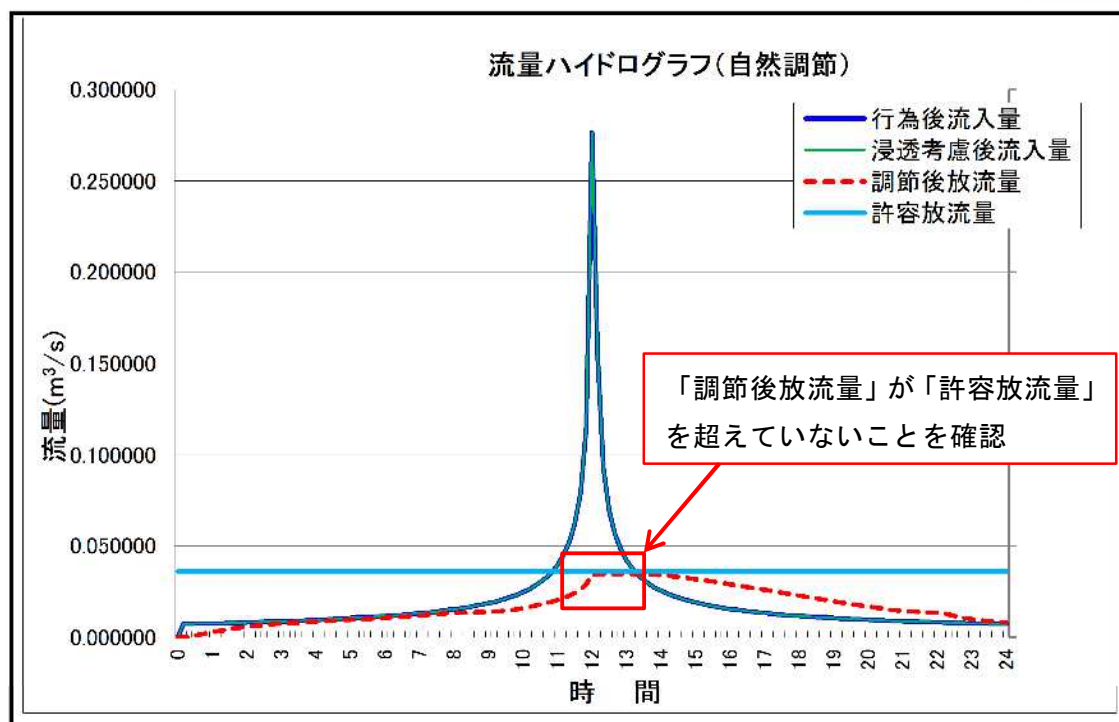
計画貯留施設容量 360.00 m³ ≥ 必要貯留施設容量 360.00 m³

OK

【放流量】

最大流入量(行為後) 0.276620 m³/s
 最大放流量 0.034610 m³/s ≤ 許容放流量 0.036000 m³/s

OK



4) 技術基準への適合検証（浸透施設の場合）

以下のステップ1～6を参考に、浸透施設のピーク流入量の判定を行い、施設諸元の妥当性を確認します。計算シートは、「【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム（浸透のみ）」（以降、浸透計算シート）を使用してください。

計算例の想定は以下とします（8戸の分譲住宅の開発を想定）。これにともなう事前相談での土地利用の面積集計、必要対策量・許容放流量の選定についてもステップ1、2で示します。

・現況土地利用（行為前）

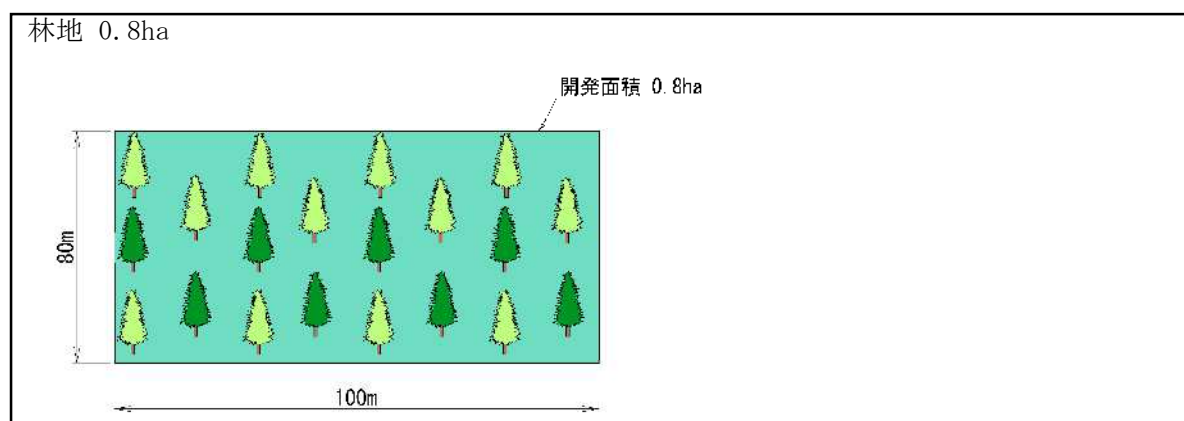


図-13 現況土地利用（行為前）



・計画土地利用（行為後）

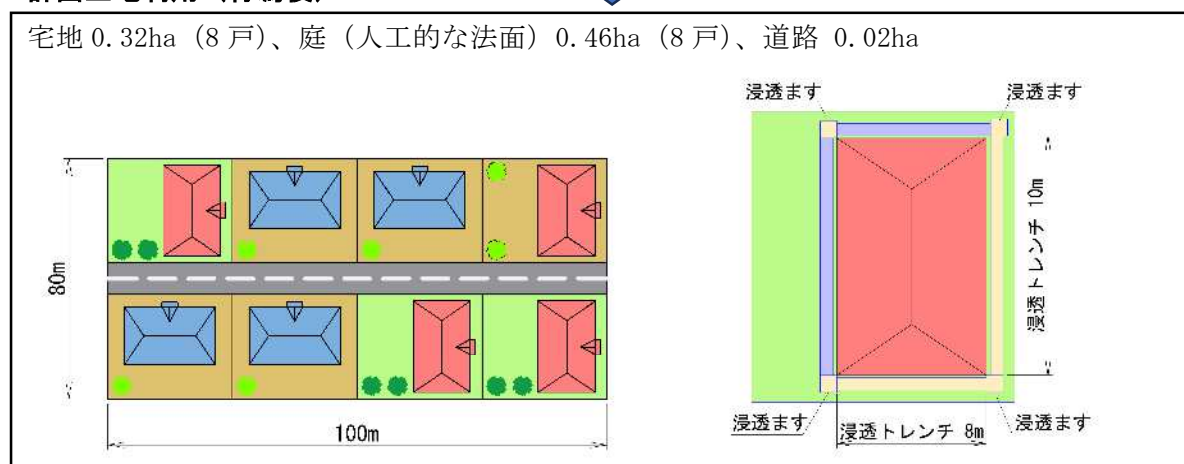
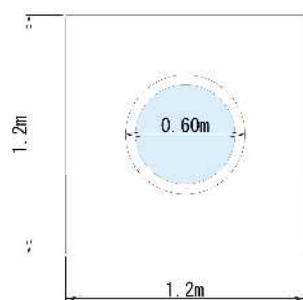
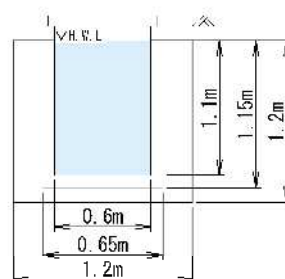


図-14 計画土地利用（行為後）

・浸透ます

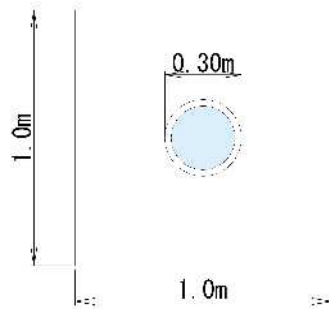


浸透ます平面図



浸透ます横断面図

・浸透トレンチ



浸透トレンチ

◆STEP1：行為前後の土地利用面積の集計

「浸透計算シート」（事前相談入力シート）において、①、②行為前後の土地利用区分ごとの面積を入力し、③入力データの整合チェックがOKになっていることを確認します。

集計結果は「様式-2」として提出してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-2

事前相談入力シート 法第30条の対策の対象とする面積に対して入力してください(※) 【提出様式】

現況土地利用(ha)【行為前】														
エリア別	宅地	農地	水田	ため池	公園・緑地	森林	農用地	農用地	農用地	農用地	農用地	農用地	農用地	農用地
計	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
小計	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
合	0.0000													

①行為前の面積を入力

計画土地利用(ha)【行為後】														
エリア別	宅地	農地	水田	ため池	公園・緑地	森林	農用地	農用地	農用地	農用地	農用地	農用地	農用地	農用地
計	0.3220	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
小計	0.3220	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
合	0.0000													

②行為後の面積を入力

※

- 開発区域面積、農地転用面積の全体面積
- 既存宅地エリア等が区域外へ直接排水とし、雨水貯留浸透施設に流入させない区域がある場合は、その区域面積を控除した面積
- 隣接地を対策工事の全部または一部としてみなす区域を対象に含めた面積【付表 47】等

NGの場合は、現況土地利用と計画土地利用の入力に誤りがないか確認してください

③入力データの整合性を確認

入力データの整合チェック OK

「林地、緑地、原野、その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地」の面積を記入

◆STEP2：必要対策量・許容放流量の選定

必要対策量、許容放流量の比較選定は、「浸透計算シート」（事前相談チェックシート）で行います。

特定都市河川法に基づく計算を行うために、①調整池深さを入力します。次に、越谷市条例、埼玉県条例で規定されている②対策量、許容比流量を入力し、③必要対策量の概算をクリックします。

これにより、申請別の対応（法、市条例、県条例）の可否が判別され、④対策量はいずれか大きな方が表示されます。

これらの値を、施設諸元の検討で用いることになります。

選定結果は「様式-3」として提出してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-3

各対象面積集計		対象地域※2	
開発区域面積※1	0.8000 (ha)	埼玉県南部	
法第30条の対策の対象とする面積	0.3400 (ha)		
開発区域面積から「対策の対象とならない面積」を引いた面積	0.8000 (ha)		

特定都市河川浸水被害対策法 第30条の必要対策量		
調整池深さ※3	1.0	m
行為前の流出係数	0.2000	
行為前の流出雨水量(許容放流量)④	0.0692	m ³ /s
	0.6130	
	0.2120	
オリフィス径(円・直径)	0.1820	
haあたり必要対策量(概算)	310	m ³ /ha
必要対策量(概算)①	248	m ³

都市計画法に基づく開発指導等としての必要対策量(開発区域面積1ha未満)		
対策基準	500	m ³ /ha
対策の対象とならない面積(控除面積)※4	0.0000	ha
許容比流量※5	0.0500	m ³ /s/ha
許容放流量※6(5) (許容比流量×集水面積)	0.0400	m ³ /s
オリフィス径(円・直径)	0.138	m
必要対策量②	400	m ³

必要対策量(開発区域面積1ha以上) 【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例】		
対策基準(地域別調整容量)	700	m ³ /ha
対策の対象とならない面積(控除面積)※4	1.0000	ha
湛水区域対策量※7	0.00	m ³
許容比流量※8(≤0.05)	0.0500	m ³ /s/ha
許容放流量※6(6) (許容比流量×集水面積)	0.1000	m ³ /s
オリフィス径(円・直径)	0.219	m
必要対策量③	不要	m ³

下水道等の一時放流先との協議によるもの			
③「必要対策量の概算」をクリック			

※9 必要対策量の概算			
都市計画法の開発許可等との調整により双方の機能を兼ね備えた対策工事とする（流出抑制量が大きい方で対策）			

他法令等との調整別の対応	申請	必要対策量(m ³)(概算) (3,5,6,7を比べ大きい値)	許容放流量(m ³ /s) (4,5,6,7を比べ小さい値)
法第30条の許可	必要	400	0.0400
都市計画法に基づく開発指導等としての必要対策量(開発区域面積1ha未満)	必要		
都市計画法に基づく開発指導等としての必要対策量(開発区域面積1ha以上) 【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例】	不要		

※1:都市計画法に基づく開発行為面積を入力してください。

※2:雨水浸透阻害行為を行うブロック(埼玉県南部・北部)を選んでください。(案内マニュアル参照)

※3:「調整池深さ」は設計水位(調整池H.W.L.)から

※4:既存宅地等、対策の対象とならない控除面積

※5:県・各市町で設定されている許容比流量を入力

※6:許容放流量は、許容比流量に集水面積を乗じた数値を入力してください。

※7:湛水区域において対策が必要な場合は、必要対策量を入力してください。

※8:接続先水路との協議結果によるものを入力してください。

※9:上記が入力出来たら「必要対策量の概算」ボタンを押してください。

④必要対策量が表示される

◆STEP3：比浸透量の算出

算出された比浸透量は「様式－7」として提出してください。

本計算例では「浸透ます」、「浸透トレンチ」の両方を使用した場合について検討します。計算については、「浸透計算シート」（比浸透量）にて行います。

浸透トレンチについて検討する場合、①浸透トレンチを選択し、②施設諸元を入力することで③比浸透量が算出されます。浸透ますについて検討する場合、①浸透ますを選択し、②施設諸元を入力することで、③比浸透量が算出されます。

※比浸透量は各浸透施設で算出されるため、各々の比浸透量をご確認ください。

【浸透トレンチの場合】

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式－7

比浸透量計算書

【提出様式】

浸透施設の種類

☐ 透水性舗装

☒ 浸透側溝および浸透トレンチ

☐ 円筒ます（側面および底面）

☐ 円筒ます（底面）

☐ 正方形ます（側面および底面）

☐ 正方形ます（底面）

☐ 矩形の樹

☐ 大型貯留浸透槽（側面及び底面）

☐ 大型貯留浸透槽（底面）

H: 設計水頭(m) 1.000

W: 施設幅(m) 1.000

D: 施設直径(m)

L: 施設延長(m)

K: 比浸透量 5.110

※浸透施設の施設規模が複数ある場合には、施設規模分「比浸透量計算書」の提出をお願いいたします。

①浸透トレンチの選択

②施設諸元の入力

③比浸透量の算出

施設	透水性舗装 (浸透池)	浸透側溝 および 浸透トレンチ	円筒ます		正方形ます		矩形 のます	大型貯留槽	
浸透面	底面	側面 および 底面	側面 および 底面	底面	側面 および 底面	底面	側面 および 底面	側面 及び 底面	底面
模式図									
H: 設計水頭(m)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
W: 施設幅(m)		1.00			1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
D: 施設直径			5.00	5.00					
L: 施設延長(m)							30.00	30.00	30.00
係数	a	0.014	3.093	34.073	10.728	1.105	1.539	105.544	別途算定
	b	1.287	2.017	30.507	27.978	8.657	2.152	62.93	別途算定
	c	—	—	—	2.575	2.575	—	—	—
比浸透量 K	1.301	5.11	64.58	81.618	12.337	3.691	168.474	266.124	246.173

【浸透ますの場合】

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-7

比浸透量計算書

【提出様式】

浸透施設の種類

- ☐ 透水性舗装
- ☐ 浸透側溝および浸透トレンチ
- ☐ 円筒ます（側面および底面）
- ☐ 円筒ます（底面）
- ☒ 正方形ます（側面および底面）
- ☐ 正方形ます（底面）
- ☐ 矩形の樹
- ☐ 大型貯留浸透槽（側面及び底面）
- ☐ 大型貯留浸透槽（底面）

H: 設計水頭(m) 1.200

W: 施設幅(m) 1.200

D: 施設直径(m)

L: 施設延長(m)

K: 比浸透量 16.042

※浸透施設の施設規模が複数ある場合には、施設規模分「比浸透量計算書」の提出をお願いいたします。

①浸透ますの選択

②施設諸元の入力

③比浸透量の算出

施設	透水性舗装 (浸透池)	浸透側溝 および 浸透トレンチ	円筒ます		正方形ます		矩形 のます	大型貯留槽	
浸透面	底面	側面 および 底面	側面 および 底面	底面	側面 および 底面	底面	側面 および 底面	側面 及び 底面	底面
模式図									
H: 設計水頭(m)	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
W: 施設幅(m)		1.20			1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
D: 施設直径			5.00	5.00					
L: 施設延長(m)							30.00	30.00	30.00
係数	a	0.014	3.093	34.073	10.728	10.04748	1.56944	105.9382	別途算定
	b	1.287	2.285	30.507	27.978	3.98552	3.071	71.5788	別途算定
	c	-	-	-	-	-	-	-	-
比浸透量 K	1.3038	5.9966	71.3946	81.618	16.042496	4.954328	198.70464	282.980	251.399

◆STEP4：浸透能力、空隙貯留量の算出

入力した浸透施設の施設諸元は、「様式-7」として提出してください。

浸透トレンチ、浸透ますの浸透能力は、「浸透計算シート」にて、ステップ1で算出した①比浸透量、②飽和透水係数、③設置数量を入力し、④体積、⑤空隙率を入力し、浸透能力、空隙貯留量を算出します。

飽和透水係数は、「越谷市雨水流出抑制施設技術基準 令和7年6月、越谷市建設部河川課」「越谷市土質分布図」をもとに、砂質土（0.126m/hr）、粘性土（0.0162m/hr）を確認し規定値を入力します。

※飽和透水係数は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請届出手引き」に示された「増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編」のボアホール法に基づき、開発者による試験で決定することもできます。

ここで、先の計算例の想定より、1戸当たりの浸透ますは4基、浸透トレンチは35mとします。

本計算例では、行為後は宅地を8棟設置する予定であるため、シートには1戸の施設規模を8倍し、行為地区全体の施設規模、個数を設定します。浸透ますの設置数量については、浸透ます4基×8棟=32個、浸透トレンチの設置数量については、浸透トレンチ長35m×8棟=280mとなります。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

浸透能力と空隙貯留量の表示

様式-7

流出抑制施設諸元(浸透施設)

浸透施設諸元	空隙貯留量諸元
浸透能力 0.055116 m ³ /s	空隙貯留量 134.373 m ³

【浸透ます】	単位設計浸透能	設置数量	影響係数	【浸透ます】 1個あたり	ます部	碎石部
	比浸透量(m ³) 飽和透水係数(m/hr)	(個)	(1) 内容(1) (2) 内容(2) (3) 内容(3)		体積(m ³)	体積(m ³) 空隙率(%)
1	16.0420 0.1260	32	0.90 0.90 1.00	1	0.311	1.417 30.00
2	0.0000		0.90 0.90 1.00	2		
3	0.0000		0.90 0.90 1.00	3		
4	0.0000		0.90 0.90 1.00	4		
5	0.0000		0.90 0.90 1.00	5		
6	0.0000		0.90 0.90 1.00	6		
7	0.0000		0.90 0.90 1.00	7		
8	0.0000		0.90 0.90 1.00	8		
9	0.0000		0.90 0.90 1.00	9		
10	0.0000		0.90 0.90 1.00	10		

【浸透トレンチ】	単位設計浸透能	設置数量	影響係数	【浸透トレンチ】 1mあたり	浸透管部	碎石部
	比浸透量(m ³) 飽和透水係数(m/hr)	(m)	(1) 内容(1) (2) 内容(2) (3) 内容(3)		体積(m ³)	体積(m ³) 空隙率(%)
1	5.1100 0.1260	280	0.90 0.90 1.00	1	0.071	0.929 35.00
2	0.0000		0.90 0.90 1.00	2		
3	0.0000		0.90 0.90 1.00	3		
4	0.0000		0.90 0.90 1.00	4		
5	0.0000		0.90 0.90 1.00	5		
6	0.0000		0.90 0.90 1.00	6		
7	0.0000		0.90 0.90 1.00	7		
8	0.0000		0.90 0.90 1.00	8		
9	0.0000		0.90 0.90 1.00	9		
10	0.0000		0.90 0.90 1.00	10		

①算出した比浸透量
を入力

②規定の飽和透水係数
を入力

③設置数量を入力

④各体積を入力

⑤空隙率を入力

「浸透計算シート」にて、浸透トレンチ、浸透ますの体積を入力する必要があるため、浸透トレンチ、浸透ますにおける空隙貯留が期待できる箇所の体積（砕石、内控 1/2）を事前に計算しておきます（表-7）。

空隙率については、「雨水浸透施設技術指針（案） 調査・計画編」に記載されている値を使用します。以下に、浸透ます、浸透トレンチの体積の算出過程を示します。

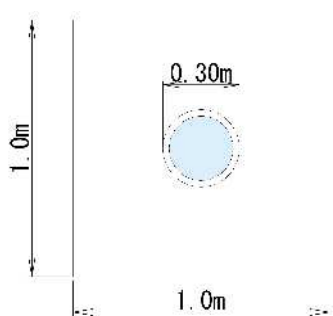
表-7 各施設の空隙率、比浸透量、空隙貯留が期待できる体積

項目		浸透トレンチ	浸透ます
空隙率（％）		35	30
比浸透量（K）		5.110	16.042
体積（V）	砕石（V1）	0.929m ³ /m	1.417m ³ /個
	内控（V2）	0.071m ³ /m	0.311m ³ /個

・浸透トレンチの各体積

砕石（V1）：全体積（V）－ 内控（V2）＝ $1.0 \times 1.0 \times 1.0 - 0.071\text{m}^3/\text{m} = 0.929\text{m}^3/\text{m}$

内控（V2）： $0.15\text{m} \times 0.15\text{m} \times \pi \times 1.0\text{m} = 0.071\text{m}^3/\text{m}$

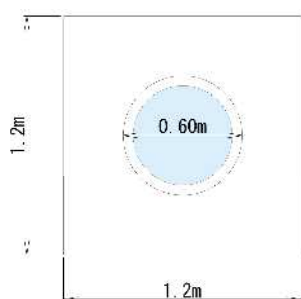


浸透トレンチ

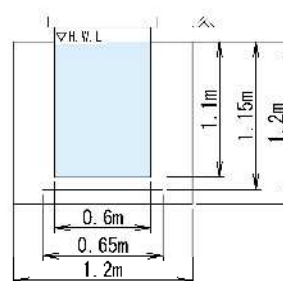
・浸透ますの各体積

砕石（V1）：全体積（V）－ 内控（V2）＝ $1.2 \times 1.2 \times 1.2 - 0.311\text{m}^3/\text{m} = 1.417\text{m}^3/\text{個}$

内控（V2）： $0.3\text{m} \times 0.3\text{m} \times \pi \times 1.1\text{m} = 0.311\text{m}^3/\text{個}$



浸透ます平面図



浸透ます横断面図

◆STEP5：浸透施設規模の妥当性確認

「浸透計算シート」(コントロールシート(浸透施設のみ))において、①浸透施設ありを選択し、②浸透施設の計算をクリックすると、③行為後ピーク流入量(浸透考慮後)の判定結果が表示されます。

行為後ピーク流入量が許容放流量より小さくなり、判定が O. K. であれば施設規模は妥当となります。また、判定が N. G. となった場合は、ステップ 4 の「浸透能力、空隙貯留量の算出」(P. 34)に戻り、諸元の再設定を行ってください。

【中川・綾瀬川(埼玉県版)】調整池容量計算システム

浸透施設の計算	
事前に入力しておくシート	
施設諸元(浸透)	
施設諸元(浸透 道路管理者用)	
その他、事前相談チェックシートに必要な項目	
浸透施設に該当する項目にチェックを入れてください	
☐	浸透施設なし
☒	浸透施設あり ※施設諸元(浸透)に入力した場合
☐	浸透施設あり ※施設諸元(浸透 道路管理者用)に入力した場合
計算結果	
上のチェックを入れ、「浸透施設の計算」ボタンを押してください	
Q1:許容放流量(m^3/s)	0.040000
Q2:行為後ピーク流入量(浸透考慮前)(m^3/s)	0.211960
Q3:行為後ピーク流入量(浸透考慮後)(m^3/s)	0.034531
判定: OK $Q3 \leq Q1$	
浸透施設の計算	

①「浸透施設あり」を選択

③行為後ピーク放流量が許容放流量より小さくなり、判定が O. K. となることを確認

②「浸透施設の計算」をクリック

◆STEP6：流量ハイドログラフの出力

ステップ1～5の結果は、「浸透計算シート」（調節計算結果）にて以下のように作成されます。
表示された流量ハイドログラフは「様式-7」として提出してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-7

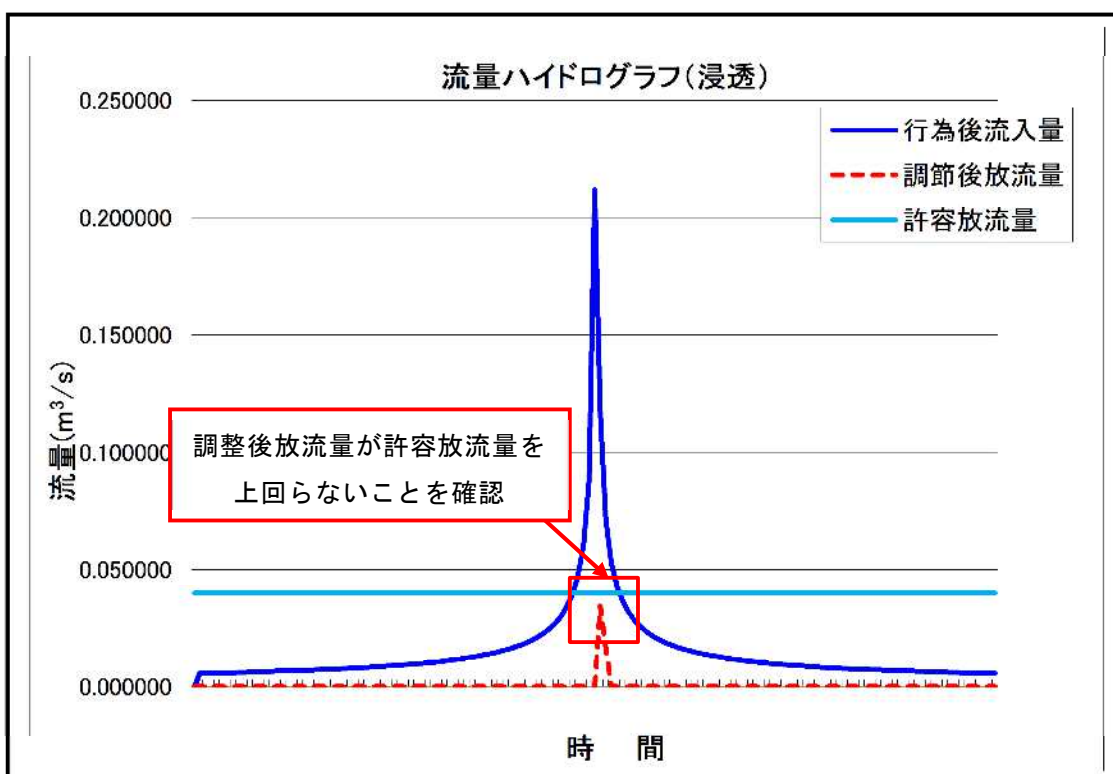
調節計算結果（流量ハイドログラフ）

【放流量】

最大放流量（行為後） 0.211960 m³/s

最大放流量 0.034531 m³/s ≤ 許容放流量 0.040000 m³/s

OK



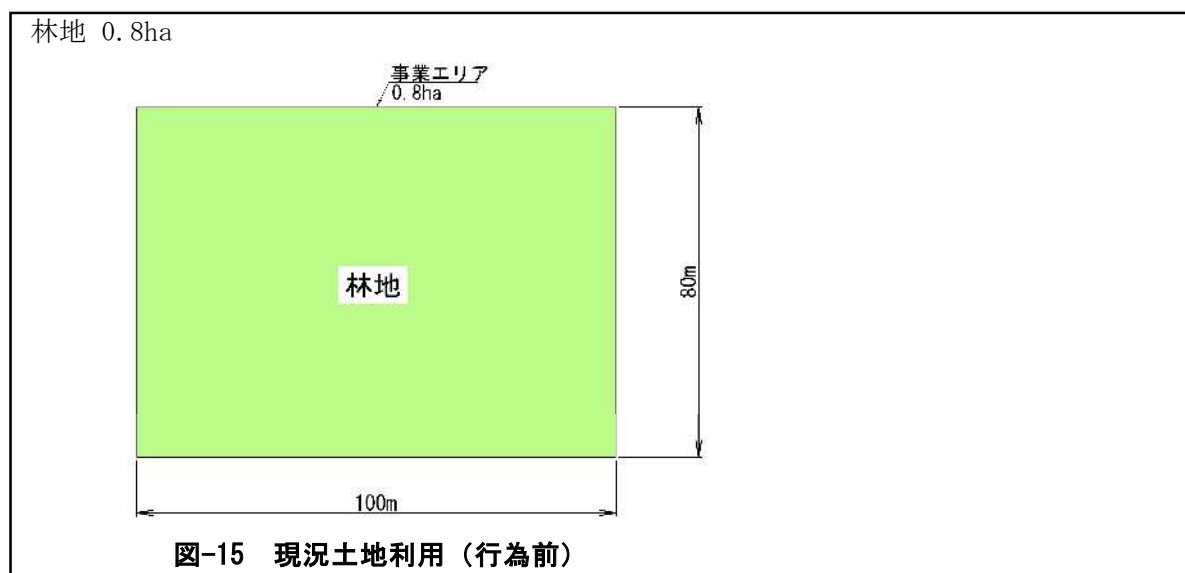
5) 技術基準への適合検証（貯留・浸透施設の場合）

浸透施設と貯留施設を併用する場合は、まずは浸透施設での施設諸元の妥当性を確認し、全ての雨水流出量を浸透施設で処理できない場合は、貯留施設で処理するようにします。

以下のステップ1～8を参考に、浸透施設のピーク流入量、貯留施設のピーク放流量、貯留量の判定を行い、施設諸元の妥当性を確認します。計算シートは、「【中川・綾瀬川流域（埼玉県版）】調整池容量計算システム（自然調節＋浸透）」（以降、貯留・浸透計算シート）を使用してください。計算例の想定は以下とします。

これにともなう事前相談での土地利用の面積集計、必要対策量・許容放流量の選定についてもステップ1、2に示します。

・現況土地利用（行為前）



・計画土地利用（行為後）

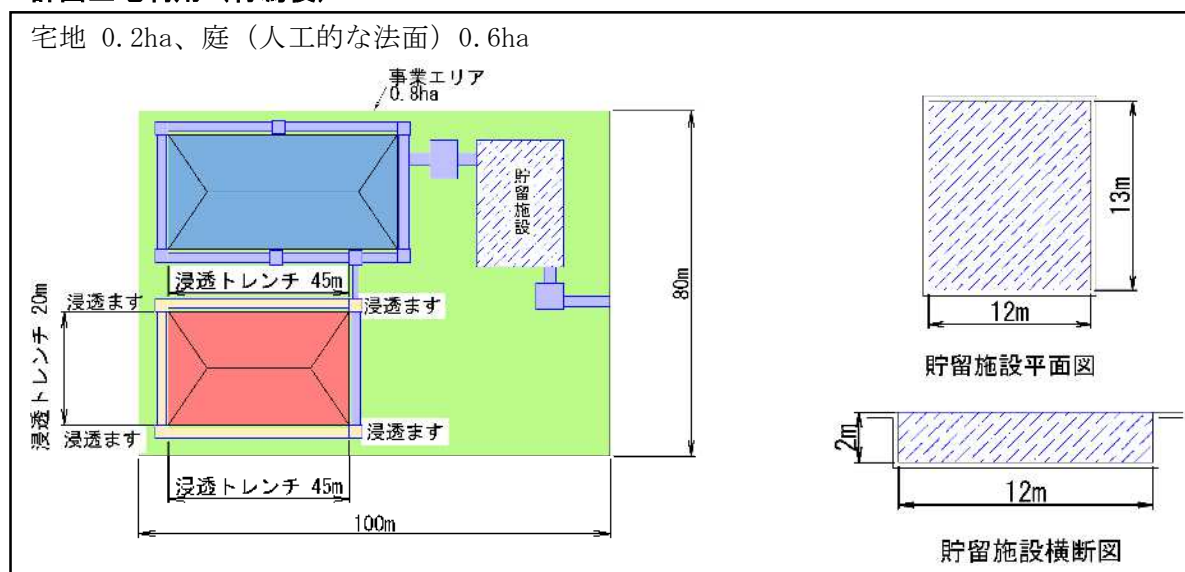
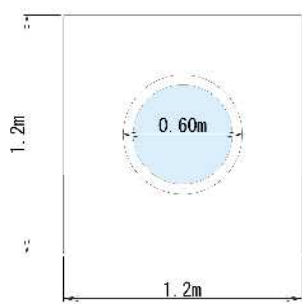
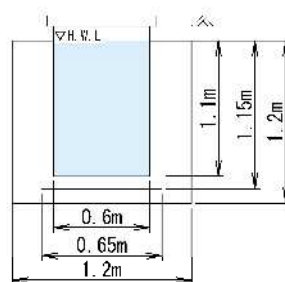


圖-16 計畫土地利用（行為後）

・ 浸透ます

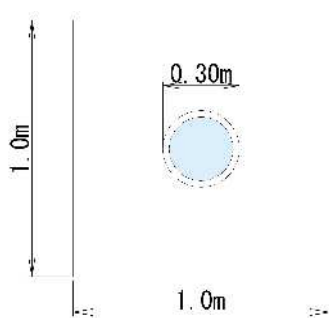


浸透ます平面図



浸透ます横断面図

・ 浸透トレンチ



浸透トレンチ

◆STEP1：行為前後の土地利用面積の集計（浸透施設・貯留施設共通）

「貯留・浸透計算シート」（事前相談入力シート）において、①、②行為前後の土地利用区分ごとの面積を入力し、③入力データの整合チェックがOKになっていることを確認します。

集計結果は「様式-2」として提出してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-2

事前相談入力シート 法第30条の対策の対象とする面積に対して入力してください(※)

【提出様式】

①行為前の面積を入力

②行為後の面積を入力

③入力データの整合性を確認

入力欄が足りない場合には、別途土地利用集計表を作成いただき、本シートには各土地利用の合計値を入力してください。

※ ①開発区域面積、農地転用面積の全体面積
②既存宅地エリア等を区域外へ直接排水とし、雨水貯留浸透施設に流入させない区域がある場合は、その区域面積を控除した面積
③隣接地を対策工事の全部または一部としてみなす区域を対象に含めた面積【JIP6-42】等

NGの場合は、現況土地利用と計画土地利用の入力に誤りがないか確認してください

入力データの整合チェック
OK

「林地、耕地、原野、その他ローラーその他これに類する施設機械を用いていない土地」の面積を記入

現況土地利用(ha)【行為前】																				
エリア km	市街地等										開発された土地				その他					
	住宅	商業	工業	農地	雑草地	森林地	水田	水田	水田	水田	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
合計	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

計画土地利用(ha)【行為後】																				
エリア km	市街地等										開発された土地				その他					
	住宅	商業	工業	農地	雑草地	森林地	水田	水田	水田	水田	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地	コンクリート等の不透水地
1	0.2000																			
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
合計	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

◆STEP2：必要対策量・許容放流量の選定（浸透施設・貯留施設共通）

必要対策量、許容放流量の比較選定は、「貯留・浸透計算シート」（事前相談チェックシート）で行います。

特定都市河川法に基づく計算を行うために、①調整池深さを入力します。次に、越谷市条例、埼玉県条例で規定されている②対策量、許容比流量（補足資料①参照）を入力し、③必要対策量の概算をクリックします。

これにより、申請別の対応（法、市条例、県条例）の要否が判別され、④対策量はいずれか大きな方が表示されます。

これらの値を、施設諸元の検討で用いることになります。

「計算シート」（事前相談チェックシート）は「様式-3」として提出してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-3

各対象面積集計		
開発区域面積※1	0.8000	(ha)
法第30条の対策の対象とする面積	0.8000	(ha)
開発区域面積から「対策の対象とならない面積」を引いた面積	0.8000	(ha)

特定都市河川浸水被害対策法 第30条の必要対策量		
調整池深さ※2	2.0	m
行為前の流出係数	0.2000	
行為前の流出雨量(許容放流量)※4	0.0692	m ³ /s
行為後の流出係数	0.5250	
行為後の流出雨量(許容放流量)	0.1815	m ³ /s
必要対策量(概算)※1	168	m ³

対象地域※2		
埼玉県南部		

※ その他の法令による指定の対象ではない場合、チェックを入れて下さい。

都市計画法に基づく開発指導等としての 必要対策量(開発区域面積1ha未満)		
対策基準	500	m ³ /ha
対策の対象とならない面積 (埋除面積)※4	0.0000	ha
許容比流量※5	0.0500	m ³ /s/ha
許容放流量※6(※5 許容比流量×集水面積)	0.0400	m ³ /s
オリフィス径(円・直径)	0.116	m
必要対策量※2	400	m ³

【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例】		
対策基準(地域別調整容量)	700	m ³ /ha
対策の対象とならない面積 (埋除面積)※4	0.0000	ha
湛水区域対策量※7		m ³
許容比流量※6(≦0.05)	0.0500	m ³ /s/ha
許容放流量※6(※6 許容比流量×集水面積)	0.1000	m ³ /s
オリフィス径(円・直径)	0.184	m
必要対策量※3	不要	m ³

下水道等の一時放流量との協議によるもの			
必要対策量の概算			

都市計画法の開発許可等との調整により双方の機能を兼ね備えた対策工事とする（流出抑制量が多い方で対策）			
他法令等との調整別の対応	申請	必要対策量(m ³)(概算) (1/2/3を比べ大きい値)	許容放流量(m ³ /s) (4/5/6/7を比べ小さい値)
法第30条の許可	必要	400	0.0400
都市計画法に基づく開発指導等としての 必要対策量(開発区域面積1ha未満)	必要		
都市計画法に基づく開発指導等としての 必要対策量(開発区域面積1ha以上) 【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する 条例】	不要		

※1：都市計画法に基づく開発行為面積を入力してください。
 ※2：雨水浸透阻害行為を行うブロック(埼玉県南部・北部)を選んでください。(審査マニュアル参照)
 ※3：「調整池深さ」は設計水位(調整池H.W.L.)から実際
 ※4：既存宅地等、対策の対象とならない埋除面積を入力
 ※5：県・各市町で設定されている許容比流量を入力して
 ※6：許容放流量は、許容比流量に集水面積を乗じた数値
 ※7：湛水区域において対策が必要な場合は、必要対策量を入力してください。
 ※8：接続先水路との協議結果によるものを入力してください。
 ※9：上記が入力出来たら「必要対策量の概算」ボタンを押してください。

◆STEP3：比浸透量（浸透施設）

算出された比浸透量は、「様式-7」として提出してください。

本計算例では、「浸透ます」、「浸透トレンチ」の両方を使用した場合について検討します。計算については、「貯留・浸透計算シート」（比浸透量）にて行います。

浸透トレンチについて検討する場合、①浸透トレンチを選択し、②施設諸元を入力することで③比浸透量が算出されます。浸透ますについて検討する場合、①浸透ますを選択し、②施設諸元を入力することで、③比浸透量が算出されます。

【浸透トレンチの場合】

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-7

比浸透量計算書

【提出様式】

浸透施設の選択

☐ 透水性舗装

☒ 浸透側溝および浸透トレンチ

☐ 円筒ます（側面および底面）

☐ 円筒ます（底面）

☐ 正方形ます（側面および底面）

☐ 正方形ます（底面）

☐ 矩形の樹

☐ 大型貯留浸透槽（側面及び底面）

☐ 大型貯留浸透槽（底面）

H: 設計水頭(m) 1.000

W: 施設幅(m) 1.000

D: 施設直径(m)

L: 施設延長(m)

K: 比浸透量 5.110

※浸透施設の施設規模が複数ある場合には、施設規模分「比浸透量計算書」の提出をお願いいたします。

①浸透トレンチの選択

②施設諸元の入力

③比浸透量の算出

施設	透水性舗装 (浸透池)	浸透側溝 および 浸透トレンチ	円筒ます		正方形ます		矩形 のます	大型貯留槽	
浸透面	底面	側面 および 底面	側面 および 底面	底面	側面 および 底面	底面	側面 および 底面	側面 及び 底面	底面
模式図									
H: 設計水頭(m)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
W: 施設幅(m)		1.00			1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
D: 施設直径			5.00	5.00					
L: 施設延長(m)							30.00	30.00	30.00
係数	a	0.014	3.093	34.073	10.728	1.105	1.539	105.544	別途算定
	b	1.287	2.017	30.507	27.978	8.657	2.152	62.93	別途算定
	c	-	-	-	2.575	2.575	-	-	-
比浸透量 K	1.301	5.11	64.58	81.618	12.337	3.691	168.474	266.124	246.173

【浸透ますの場合】

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-7

比浸透量計算書

【提出様式】

浸透施設の種類

☐ 透水性舗装
☐ 浸透側溝および浸透トレンチ
☐ 円筒ます（側面および底面）
☐ 円筒ます（底面）
☒ 正方形ます（側面および底面）
☐ 正方形ます（底面）
☐ 矩形の埕
☐ 大型貯留浸透槽（側面及び底面）
☐ 大型貯留浸透槽（底面）

H: 設計水頭(m) 1.200

W: 施設幅(m) 1.200

D: 施設直径(m)

L: 施設延長(m)

K: 比浸透量 16.042

※浸透施設の施設規模が複数ある場合には、施設規模分「比浸透量計算書」の提出をお願いいたします。

①浸透ますの選択

②施設諸元の入力

③比浸透量の算出

施設	透水性舗装 (浸透池)	浸透側溝 および 浸透トレンチ	円筒ます		正方形ます		矩形 のます	大型貯留槽	
浸透面	底面	側面 および 底面	側面 および 底面	底面	側面 および 底面	底面	側面 および 底面	側面 及び 底面	底面
模式図									
H: 設計水頭(m)	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
W: 施設幅(m)		1.20			1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
D: 施設直径			5.00	5.00					
L: 施設延長(m)							30.00	30.00	30.00
係数	a	0.014	3.093	34.073	10.728	10.04748	1.56944	105.9382	別途算定
	b	1.287	2.285	30.507	27.978	3.98552	3.071	71.5788	別途算定
	c	-	-	-	-	-	-	-	-
比浸透量 K	1.3038	5.9966	71.3946	81.618	16.042496	4.954328	198.70464	282.980	251.399

◆STEP4：浸透能力、空隙貯留量の算出（浸透施設）

入力した浸透施設の施設諸元は、「様式-7」として提出してください。

浸透トレンチ、浸透ますの浸透能力は、「貯留・浸透計算シート」にて、ステップ1で算出した①比浸透量、②飽和透水係数、③設置数量を入力し、④体積、⑤空隙率を入力し、浸透能力、空隙貯留量を算出します。

飽和透水係数は、「越谷市雨水流出抑制施設技術基準 令和7年6月、越谷市建設部河川課」より0.126m/hr（砂質土）とします。

ここで、1戸当たりの浸透ますは2基、浸透トレンチは10mとします。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-7

流出抑制施設諸元(浸透施設)

浸透施設諸元
浸透能力 0.002358 m³/s

空隙貯留量諸元
空隙貯留量 5.434 m³

浸透能力、空隙貯留量の表示

①算出した比浸透量を入力

②飽和透水係数を入力

③設置数量を入力

④体積を入力

⑤空隙率を入力

【浸透ます】	単位設計浸透能		設置数量 (個)	影響係数			【浸透ます】 1個あたり	空隙貯留量		
	比浸透量(m ³)	飽和透水係数 (m/hr)		(1)	(2)	(3)		ます部 体積 (m ³)	砕石部 体積 (m ³)	空隙率 (%)
1	16.0420	0.1260	2	0.90	0.90	1.00	0.311	1.417	30.00	
2		0.0000		0.90	0.90	1.00				
3		0.0000		0.90	0.90	1.00				
4		0.0000		0.90	0.90	1.00				
5		0.0000		0.90	0.90	1.00				
6		0.0000		0.90	0.90	1.00				
7		0.0000		0.90	0.90	1.00				
8		0.0000		0.90	0.90	1.00				
9		0.0000		0.90	0.90	1.00				
10		0.0000		0.90	0.90	1.00				

【浸透トレンチ】	単位設計浸透能		設置数量 (m)	影響係数			【浸透トレンチ】 1mあたり	空隙貯留量		
	比浸透量(m ³)	飽和透水係数 (m/hr)		(1)	(2)	(3)		浸透管部 体積 (m ³)	砕石部 体積 (m ³)	空隙率 (%)
1	5.1100	0.1260	10	0.90	0.90	1.00	0.071	0.929	35.00	
2		0.0000		0.90	0.90	1.00				
3		0.0000		0.90	0.90	1.00				
4		0.0000		0.90	0.90	1.00				
5		0.0000		0.90	0.90	1.00				
6		0.0000		0.90	0.90	1.00				
7		0.0000		0.90	0.90	1.00				
8		0.0000		0.90	0.90	1.00				
9		0.0000		0.90	0.90	1.00				
10		0.0000		0.90	0.90	1.00				

「貯留・浸透計算シート」にて、浸透トレンチ、浸透ますの体積を入力する必要があるため、浸透トレンチ、浸透ますにおける空隙貯留が期待できる箇所の体積（碎石、内控 1/2）を事前に計算しておきます（表-8）。計算過程については P.35 を参照してください。

空隙率については、「雨水浸透施設技術指針（案） 調査・計画編」に記載されている値を使用します。

表-8 各施設の空隙率、比浸透量、空隙貯留が期待できる体積

項目		浸透トレンチ	浸透ます
空隙率（％）		35	30
比浸透量（K）		5.110	16.042
体積（V）	碎石（V1）	0.929m ³ /m	1.417m ³ /個
	内控（V2）	0.071m ³ /m	0.311m ³ /個

◆STEP5：浸透施設による効果（浸透施設）

「貯留・浸透計算シート」（コントロールシート（貯留＋浸透））における（1）浸透施設の計算で、①浸透施設ありを選択し、②浸透施設の計算をクリックします。

（2）浸透施設を見込んだ貯留容量において、③浸透施設を見込んだ貯留施設容量の算定をクリックすると④必要貯留施設容量が概算されます。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

(1)

浸透施設の計算

事前に入力しておくシート

施設諸元(浸透)

施設諸元(浸透 道路管理者用)

その他、事前相談チェックシートに必要な項目

浸透施設に該当する項目にチェックを入れてください

☐ 浸透施設なし

☒ 浸透施設あり
※施設諸元(浸透)に入力した場合

☐ 浸透施設あり
※施設諸元(浸透 道路管理者用)に入力した場合

①「浸透施設あり」を選択

計算結果

上のチェックを入れ、「浸透施設の計算」ボタンを押してください

Q1:許容放流量(m^3/s)
0.040000

Q2:行為後ピーク流入量(浸透考慮前)(m^3/s)
0.181530

Q3:行為後ピーク流入量(浸透考慮後)(m^3/s)
0.179172

Q3 ≤ Q1の場合、浸透施設のみで処理可能

浸透施設の計算

②「浸透施設の計算」をクリック

(2)

浸透施設を見込んだ貯留容量

事前に入力しておくシート

施設諸元(浸透)

施設諸元(浸透 道路管理者用)

その他、事前相談チェックシートに必要な項目

事前相談チェックシートで計算した必要対策量

必要対策量(貯留量換算)

法 168 m^3

ここに数値が表示されると、浸透施設だけでは処理できないことになる

計算結果

上記、事前相談チェックシートで計算した必要対策量を確認の上「浸透施設を見込んだ貯留容量の算定」ボタンを押してください

必要貯留施設容量

392 m^3

施設諸元(浸透)又は施設諸元(浸透 道路管理者用)に入力した浸透施設と上記貯留施設が必要となります。

浸透施設を見込んだ貯留施設容量の算定

③「浸透施設を見込んだ貯留施設容量の算定」をクリック

◆STEP6：貯留施設の施設諸元の入力（貯留施設）

入力した貯留施設の施設諸元は、「様式－7」として提出してください。

浸透施設だけでは処理できない場合、「貯留・浸透計算シート」の「流出抑制施設諸元」において、①調整池の放流口形状、直径、管底位置（池底から）、②調整池の水深と貯留量の関係を入力します。

なお、放流口の直径については、「事前相談チェックシート」において算出されたオリフィス径で、法と市条例のうち小さい方の値を入力してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式－7

流出抑制施設諸元(自然調節)

（※流出抑制施設の配置位置（平面図）、構造諸元のわかる図面を添付すること）

調整池諸元

放流口径（2段オリフィスの場合は、上・下段の諸元を記載）

		下段	上段（2段オリフィスの場合）
放流口形状	形状	円形	
	直径(m)	0.116	
	高さ(m)		
	幅(m)		
管底位置（池底から）(m)		0.000	

H(m)	V(m ³)
0.000	0.00
2.000	400.00

①放流口形状の諸元を入力

放流口形状の直径は、「事前相談チェックシート」にて算出された値を用いる

②水深－容量の関係を入力

「事前相談チェックシート」にて算出された対策量を使用する

◆STEP7：貯留施設規模の妥当性確認（貯留施設）

「貯留・浸透計算シート」（コントロールシート（貯留＋浸透））における「オリフィス（1 段）による自然調整計算」で、①自然調整計算（1 段オリフィス）をクリックすると、②貯留量とピーク放流量の判定が表示されます。

それぞれの判定結果が O.K. であれば、施設規模は妥当となります。また、判定結果が N.G. となった場合は、ステップ 6 の「貯留施設の施設諸元の入力（貯留施設）」（P. 47）に戻り、諸元の再設定を行ってください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

オリフィス(1段)による自然調節計算	
事前に入力しておくシート	
施設諸元(自然調節)	
調整池諸元を記入する際の参考値	
浸透を考慮した必要な貯留施設容量	392.00 m ³
調整池の最大水深 ※オリフィス底部から設計水位 までの水深	2.00 m
オリフィス径	0.1160 m
(オリフィス断面積)	0.0106 m ²
※上記数値は事前相談チェックシート記載の数値です	
計算結果	
上記シートの入力完了したら「自然調節計算」ボタンを押してください	
設定したオリフィス断面積	0.0106 m ²
設定した貯留施設容量	400.00 m ³
許容放流量	0.04000 m ³ /s
ピーク時のオリフィス放流量(計算値)	0.03338 m ³ /s
貯留量の判定	O.K.
ピーク放流量の判定	O.K.
 自然調整計算 (1 段オリフィス)	
※貯留量の判定が「N.G.」となった場合には貯留施設を大きく、 ピーク放流量の判定が「N.G.」となった場合には放流口径を小さく してください ※浸透施設の見直しを行った場合は「①浸透施設の計算」からや り直してください(見直しを行わなかった場合には不要です)	

②貯留量、ピーク放流量がどちら
も O.K. であることを確認

①「自然調整計算
(1 段オリフィス)」をクリック

◆STEP8：流量ハイドログラフの出力（貯留施設）

ステップ1～7の計算結果は、「貯留・浸透計算シート」（調節計算結果）において流量ハイドログラフとして以下のように作成されます。

表示された流量ハイドログラフは「様式-7」として提出してください。

【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム

様式-7

【提出様式】

調節計算結果(流量ハイドログラフ)

【貯留量】

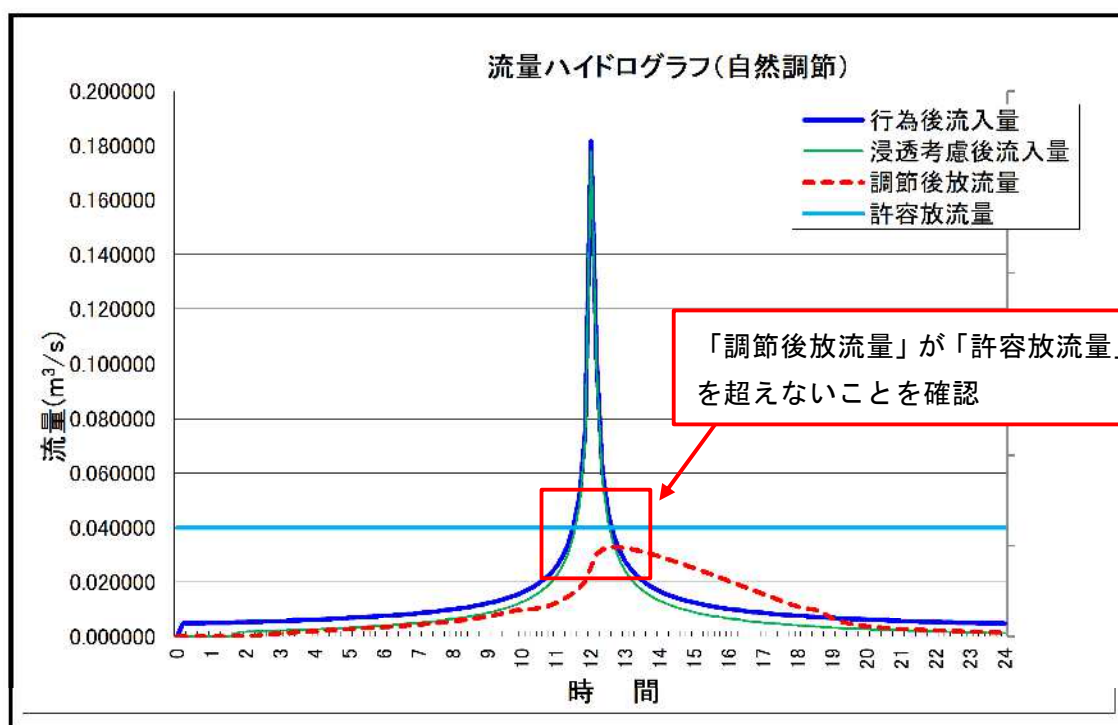
計画貯留施設容量 400.00 m³ ≥ 必要貯留施設容量 384.00 m³

OK

【放流量】

最大流入量(行為後) 0.181530 m³/s
 最大放流量 0.032857 m³/s ≤ 許容放流量 0.040000 m³/s

OK



6) 維持管理計画書

維持管理計画書の例を以下に示します。「越谷市まちの整備に関する条例」では、施設の機能を阻害することがないように、維持管理を行う必要があるため、計画書を提出してください。

維持管理のための点検には、定期点検と非常時点検があり、定期点検は梅雨時期や台風シーズンを考慮して年1回以上行ってください。その他、大雨洪水警報の発令時は出水時の巡視等の安全点検を行い、利用者等からの通報があった場合には、別途点検（非常時点検）を行ってください。

また、点検結果に基づき清掃作業、補修等を行う。施設が破損している場合には、速やかに補修を行い、貯留、浸透機能の回復に努めてください。

なお、「特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド（申請者向け）」を参照してください。

様式-8

維持管理計画書

特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置する雨水貯留浸透施設について、以下の内容のとおり維持管理します。

記

1. 雨水浸透阻害行為をする土地の区域に含まれる地域の名称

〇〇〇

2. 雨水浸透阻害行為に関する工事の概要

〇〇〇

3. 雨水貯留浸透施設の構造

〇〇〇

4. 維持管理者

住所：〇〇〇

氏名：〇〇〇

電話：〇〇〇

5. 維持管理内容

点検の種類		点検の内容
貯留型施設維持管理	定期点検	土砂、ゴミ、落ち葉等の除去
	実施月 (毎年2月、8月)	排水溝、放流口の清掃
		周辺施設の清掃
		施設の破損、地表面の沈下が見られる場合には補修を行う
		放流施設の破損は早急に補修する
		ポンプ作動確認し、異常ある場合は業者へ連絡する
	非常時点検 (大雨洪水警報の発令時、利用者からの通報時)	施設を巡視し、異常の有無を確認する
浸透型施設維持管理	定期点検	通報内容に応じて適切な点検、清掃、補修を行う
	実施月 (毎年 月、 月)	
	非常時点検 (大雨洪水警報の発令時、利用者からの通報時)	

(5) 工事着手から完了

1) 工事着手から完了までの手続き

工事着手から完了までの流れは以下の通りです。

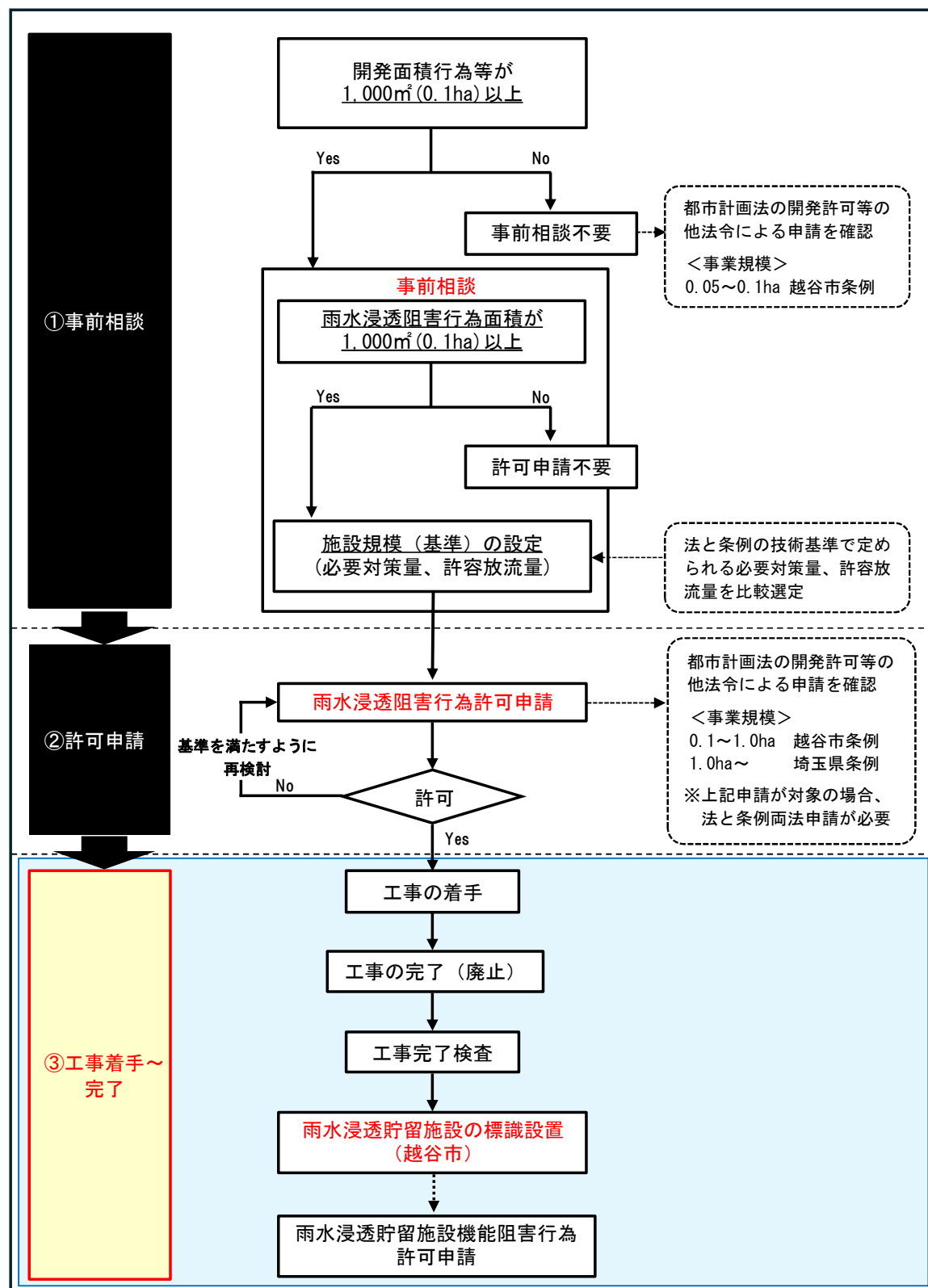


図-17 工事着手から完了までのフロー

2) 工事着手から完了までに必要となる書類

許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事着手時から完了までに以下の書類を提出してください。必要となる書類の一覧を表-9 に示します。

表-9 工事着手から完了までに必要な資料一覧

【様式関係】

様式NO.	名称	備考	必須書類	必要書類※
様式-9	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	工事着手前に提出	○	
様式-10	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	許可前に内容を変更する場合		○
様式-11	雨水浸透阻害行為変更届出書	許可前に内容を変更（軽微：工事着手、完了、予定日の変更）する場合		○
様式-12	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	工事完了後に提出	○	
様式-13	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	工事中止・廃止する場合		○
様式-14	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	検査後に許可権者（越谷市）が交付	○	
様式-15	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	許可後に設置された施設の機能を阻害する（移動、容量・流入・流出を変更する場合）おそれのある場合		○

※：必要に応じて提出する必要のある書類

■工事着手時

「雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書」（様式-9）を越谷市へ提出してください。

■申請内容変更時

申請内容に変更があった場合は、「雨水浸透阻害行為変更許可申請書」（様式-10）を提出し、再度許可を取ってください。ただし、工事着手予定日及び工事完了予定日の変更は、「雨水浸透阻害行為変更届出書」（様式-11）を提出することで、許可は不要です。

■工事完了（廃止）時

申請した工事を完了した場合は、国土交通省が定めるところにより、「雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書」（様式-12）を提出してください。工事の完了は、対策工事の完了時ではなく対策工事を含めた雨水浸透阻害行為に関する工事完了時となります。

また、工事を廃止する場合は、「雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書」（様式-13）を提出してください。

・工事完了検査の実施

雨水浸透阻害行為の対策工事が完了した場合は、遅滞なく、当該工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を受け、検査済証の交付を受ける必要があります。

3) 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手した時は、速やかに工事着手届出書を提出してください。

様式-9

様式第 5 号（第 5 条関係）	
雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	
年 月 日	
(宛先)	
様	
住 所	
氏 名	
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）に着手しましたので、次のとおり届け出ます。	
雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称	
工事施工者（法人 にあっては、主た る事務所の所在地、 名称及び代表者の 氏名）	住 所
	氏 名
	連絡先 (電話番号)
	現場管 理者の 氏名

4) 雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

法第 30 条の許可を受けた者は、法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合において、市長の許可を受けてください。

※添付書類は、変更が発生する書類の「変更後」と「変更前」とし、変更箇所が分かるように明記してください。

様式-10

様式第 3 号（第 4 条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請書
協 議

年 月 日

（宛先）

様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法 第 37 条第 1 項
第 37 条第 4 項において準用する同法第 3
5 条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更
について次のとおり許可を申請します。

変 更 に 係 る 事 項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	7	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	8	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
	9	その他必要な事項	
変 更 の 理 由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 番 号		年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件			
※変 更 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	

- 備考 1 「許可申請」「第37条第1項
協議」「第37条第4項において準用する同法第35
条」「の許可を受けた」「許可を申請
について協議が成立した」「協議」については、
該当するものを○で囲むこと。
- 2 「変更に係る事項」欄には、変更をしようとする事項について、
変更後のものを記載すること。
- 3 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受け
た事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の
法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載
すること。
- 4 ※印のある欄には、記載しないこと。

5) 雨水浸透阻害行為変更届出書

変更内容が軽微な変更のみ（着手予定日及び完了予定日の変更）の場合は、変更許可申請は不要となりますが、軽微な変更とみなし、市長へ届け出してください。

様式-11

様式第4号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

（宛先）

様

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号			年 月 日 第 号		
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域 の名称					
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更前	年	月	日
		変更後	年	月	日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更前	年	月	日
		変更後	年	月	日
	対策工事の着手予定年月日	変更前	年	月	日
		変更後	年	月	日
	対策工事の完了予定年月日	変更前	年	月	日
		変更後	年	月	日
変 更 の 理 由					
そ の 他 必 要 な 事 項					

備考 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

6) 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した時は省令で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなりません。また、工事廃止届出書には、「雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う記載をした書類」を添付してください。

様式-12

別記様式第四（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

様

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 年 月 日

2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

7) 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了したときは省令に定めるところにより、その旨を市長に届け出る必要があります。なお、工事完了届出書には、以下に掲げる図書を添付してください。

- ①雨水貯留浸透施設の形状を明示した対策工事の確定図（縮尺 1/2, 500 以上）
- ②雨水貯留浸透施設の構造の詳細図（縮尺 1/500 以上）
- ③その他知事が必要と認める書類

様式-13

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

様

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

8) 標識

雨水貯留浸透施設の工事完了に伴う検査の結果、技術的基準に適合すると認めたときは、特定都市河川浸水被害対策法施行条例で定めるところにより、許可権者（市長）が標識を設置します。

なお、申請者が希望した場合には、市長に代わり申請者自身が標識の設置を行うことは可能です。

県雨水条例や他法令において併せて同一施設に標識を設置する必要がある場合、双方の基準の範囲内で標識の共有化を図るなど、両方で協議し、次頁の標識例のとおり、標識の設置を行うことも可能です。

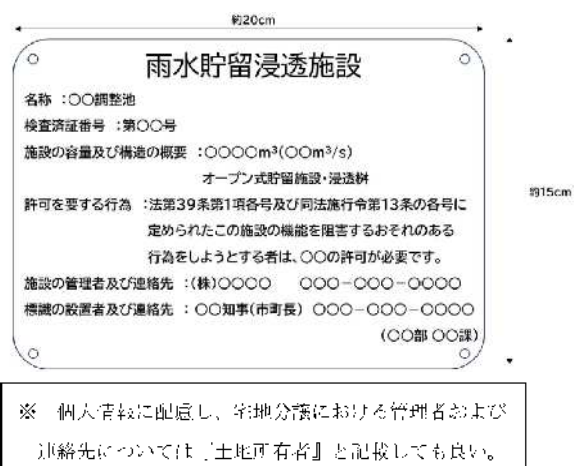
設置方法については、越谷市（河川課）に確認してください。

【標識の記載例】

（１）特定都市河川法のみで標識を設置する場合

例１：プレート形式

- ・四隅の穴で外構フェンスなどに設置
- ・コンクリートボンドで擁壁や路面等に直接設置



9) 検査

雨水浸透阻害行為の対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係る工事）が完了した場合は、遅滞なく、当該工事が法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を受け、検査済証の交付を受けてください。

雨水貯留施設、雨水浸透施設共通の検査内容

検査項目	検査内容	検査方法
排水計画	・流入管、放流管の位置、寸法 ・土地の勾配	・流入管、放流管の位置はレベル等で高さを測定する。又、寸法は巻尺で測定する。 ・実際に水を流し、側溝等の流入管に適切に集水されるかを確認する。
標識の設置	・標識の位置 ・標識の記載内容	・計画図に示した位置に設置されていることを確認する。 ・指定の内容が記載されているか、内容が計画図と合致しているかを確認する。

雨水貯留施設における検査内容

雨水貯留施設の種類	検査内容	検査方法
オープン型	・貯留施設の面積 ・貯留施設の高さ ・オリフィスの位置と寸法 ・流末水路の接続	・面積は巻尺等で縦、横方向の長さを測定する。 ・貯留施設の高さはレベル等で測定する。 ・オリフィスの位置はレベル等で高さを測定する。 ・吐口が放流先水路に接続されていることを確認する。
標識の設置	・貯留施設の面積 ・貯留施設の高さ ・オリフィスの位置と寸法 ・流末水路の接続	オープン型と同様。
	・照明設備 ・換気設備 ・安全施設	・照明の点灯 ・換気扇の作動状況 ・安全施設の設置、配置状況

雨水浸透施設における検査内容

雨水浸透施設の種類	検査内容	検査方法
浸透マス	・施設の形状 ・砕石粒径	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。 ・砕石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・注水し、浸透状況を確認する。
浸透トレンチ	・施設の形状 ・砕石粒径	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。 ・砕石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・上流から注水し、下流側への流出状況を確認する。
浸透側溝	・施設の形状 ・砕石粒径	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。 ・砕石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・上流から注水し、下流側への流出状況を確認する。
貯留・浸透型	・施設の形状 ・砕石粒径	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。 ・砕石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・流入マスから注水し、下流側への流出状況を確認する。

※地下埋設物の検査を行う場合は、机上検査が中心となります。施工写真は全景・近景を測っている様子がわかるように撮影し、工事名、工種、測点（位置）、設計寸法、実測寸法、概略図等を記載してください。

10) 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書

法第 32 条の政令で定める技術基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、以下に掲げる行為を行う者は、あらかじめ、許可権者の許可が必要です。

- (1) 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
 - (2) 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
 - (3) 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの
 - ①雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
 - ②雨水貯留浸透施設を損傷する行為
 - ③雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為
- ※添付書類は、雨水貯留浸透施設の位置図、雨水貯留浸透施設の現況図、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図、保全工事の計画図等が必要となります。

別記様式第六（第三十九条関係）

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為
協 議

第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水防止対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条 の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協 議 年 月 日 様 住所 氏名		※ 手数料欄
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	年 月 日
	10 その他必要な事項	
※受付番号		年 月 日 第 号

※許可に付した条件	
※許可番号	年 月 日 第 号

備考1 「許可申請」「第 3 9 条 第 1 項」「許可を申請協 議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条）、協 議」については、該当するものを○で囲むこと。

2 許可申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 ※印のある欄は記載しないこと。

4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別添の計画図による）」と記載し、計画図を別添とすること。

5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法等他の法令による許可、認可等を受ける場合には、その下欄の状況を記載すること。

(6) 手続きの問い合わせ・参考資料

1) 許可申請手続きの計算シート

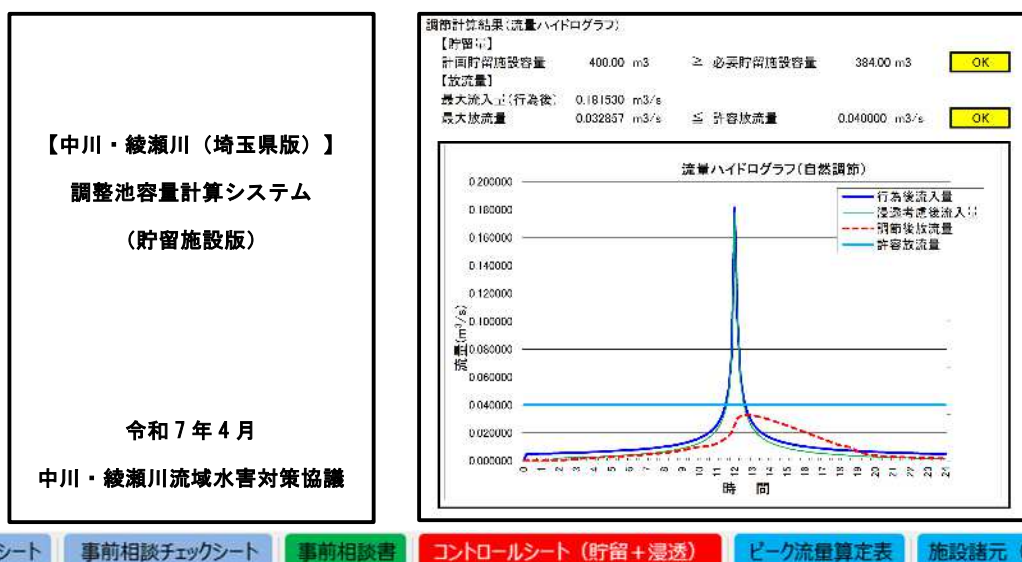
特定都市河川法の許可申請手続きにおいては、各種様式の作成や雨水浸透阻害行為の面積の集計、雨水貯留・浸透施設の設計条件の設定（必要対策量、許容放流量の設定）、雨水貯留・浸透施設の諸元設定などを行う必要があります。

これらの計算および様式の作成に当たっては、「【中川・綾瀬川（埼玉県版）】調整池容量計算システム」（越谷市ホームページよりダウンロード）（以降、「計算シート」）により行うことができます。

なお、「計算シート」は、対策施設別に「浸透施設版」、「貯留・浸透施設版」の2種類がありますので、計画されている対策施設に対応した「計算シート」を使用してください。

・越谷市 建設部 河川課

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/bosai/kasenchisui/index.html



事前相談入力シート

事前相談チェックシート

事前相談書

コントロールシート（貯留+浸透）

ピーク流量算定表

施設諸元（自然調節）

2) 特定都市河川および特定都市河川流域

本市に係る特定都市河川及び特定都市河川流域の指定状況については、下記のホームページアドレスをご確認ください。

- ・国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所ホームページ
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000876606.pdf

上記のホームページは特定都市河川区域の詳細図を PDF 形式で公表していますので、当該データから開発等の区域が特定都市河川区域であるかどうかを確認してください。

なお、流域界付近での開発行為である等、特定都市河川流域内であるかどうか判断に迷う場合は、以下の申請相談窓口へお問い合わせください。

表-10 申請相談窓口

項目	窓口	連絡先
許可申請	越谷市建設部河川課	TEL : 048-963-9203
中川・綾瀬川等における特定都市河川浸水被害対策法の適用	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所計画課総合治水係	TEL : 04-7125-7318 (直通)
特定都市河川浸水被害対策法	国土交通省関東地方整備局 流域治水推進サポートセンター	TEL : 048-601-3151 (代表)

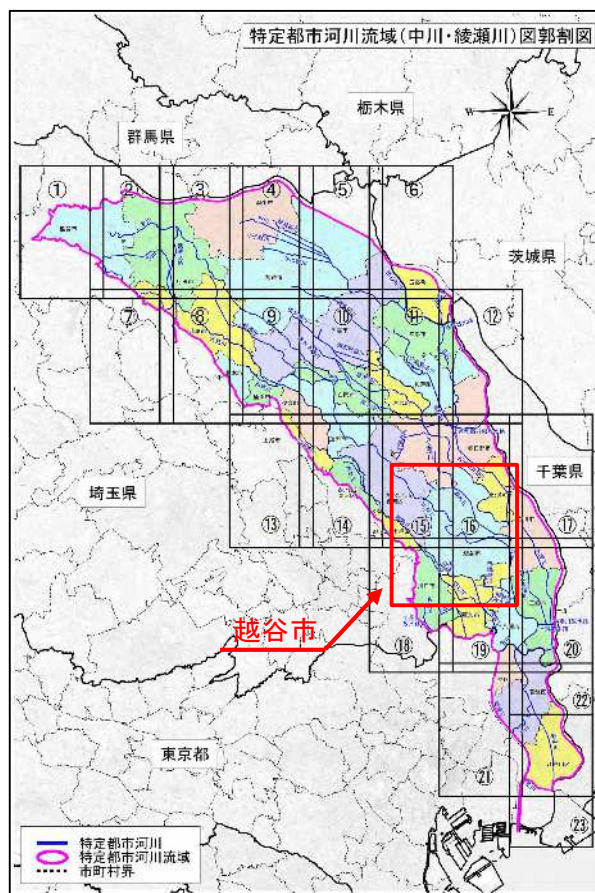


図-18 特定都市河川及び特定都市河川流域の全体図（中川・綾瀬川流域）